

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-7)

2. 日時

令和3年9月16日(木) 13時35分~15時15分、15時35分~17時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、武田安全審査専門職、吉村技術参与

検査グループ 専門検査部門

永井検査技術専門職

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他8名

東海事業所 2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁アリタですそれではただいまから原子燃料工業熊取事業所の第5次設工認の面談を開始します。本日の面談は、令和2年2月15日付で申請があり、
0:00:19	8月23日に第2回補正申請のありました。第5次設工認申請についての事実確認でございます。本日の内容としましては
0:00:30	先日来た第2回補正について、順番に事実確認事項伝えていきまして、後日書面等で回答をもらうということにしたいと思います。
0:00:42	まず、タケダさんのほうから整理いただけますか。
0:00:49	規制庁の武田です。すいません私のほうから1点だけ。
0:00:53	ですね確認当初追記のお願いをしたいと思います。定値ですね1850ページをお願いします。
0:01:04	当社平均ナンバー2のですね使用表のところなんですけれど。
0:01:09	これはなくさんもですね関連するものではあるんですけれど。
0:01:15	定値B1の中で、ちょっと直接基礎の審査は地盤改良を行いという記載があると思うんですけど、この地盤改良っていうのはラック6個のことということで、これは間違いないですか。
0:01:35	原燃エワラタニでございます。これアプリコンクリートとかではなくてですね、一応構内1Aにつきましては、表層から何メートルかをセメント等で考課した上でその上にどうも載せているという形でございます、
0:01:52	そういう意味でそのコンクリートとかのラックではございません。以上でございます。
0:01:59	規制庁の武田です。
0:02:03	おります。そういう等は収益のひなプロポフォルと思うんですけれども、それ以外に改良されている部分があるということですか。
0:02:19	はい。
0:02:21	ゲンポウワラタニでございます。すいませんもう一度よろしいでしょうか。
0:02:25	ですねここで記載されている地盤改良等ラック6項目関係がちょっとわからなかったんですけれど。
0:02:36	もう一度説明いただいてもよろしいですか。
0:02:42	はい。
0:02:43	TSL工業ワラタニでございます。理解いたしましたRELAPコンクリートですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	申し訳ございません。遮へい壁No.2と2と3に関しましてはですねラップ小売小売と厚み1メートルぐらいのものを軟弱地盤を除去した上で敷いてその上に載せてございます。
0:03:09	以上でございます。
0:03:14	規制庁の武田です。わかりました。
0:03:18	同施設部長のまず理研の2とかでもラップ録音が盤の下に打たれているというのは理解はしているというのですけれど、地盤改良体トラストルコンですね、それぞれ用いておられるということだと思ふ。
0:03:38	理解したんですけど、それぞれの信用っていうのが今明確になっていないと思うので、どういった材料でイトウ改良されているのかどうか、そういった機器をですね。
0:03:51	滑っており、別表のd. 2日ですかね、ここに追記をいただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
0:04:00	名CL五行ワラタニでございます承知いたしましたの基本的にはやっぱりコンクリートFC18ーコンクリートで打設してございますんでその旨記載させていただきたいと思ひます。以上でございます。
0:04:13	規制庁タケダです。わかりました。お願いいたします。私から以上です。
0:04:18	そういう。
0:04:22	はい。規制庁アリタですじゃ続きまして、本の事実確認に移りたいと思ひます。まず私のほうからですね、
0:04:36	まず容器商工粉末缶昇降リフトっていう設備それについてまず2点、事実確認事項ということでお伝えしますんでこれ後日まとめて書面で回答していただければ構いません。
0:04:50	一つ目は補正申請の52ページの粉末缶昇降リフトの主要なんですけど、これ見ますと、その他性能の欄にある最大取扱量のパレットの数、それと、臨界防止の欄にある幾何学的形状制限のパレットの数、これの家族はちょっと異なるんです。
0:05:10	これ何でこういう数が違うのかっていうのをちょっと後日整理して説明をお願いします。
0:05:16	二つ目がおんなじIAEA54ページ資料54ページで、
0:05:24	搬送設備の欄を見ると停電時保持能力■■■■■っていうのがございます。他方でその他性能の欄で、最大取扱量は酸化ウラン量■■■■■となっております。
0:05:39	それでいくとですね運ぶ重量はこれウランの材料プラスいえ、他にOKはどのパレットそれぞれの合計重量のはずだと思ふんですけどこれは両方ともAウラ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ンの量等保持能力落ちてるのはちょっとおかしいなと思う。ちょっとこれもどう いう考え方なのか説明をお願いします。
0:06:14	はい。
0:06:16	実際に旅行業でございます。すいません。ちょっと音声聞き取りづらかった んですけれどももう一度お願いできますでしょうか。
0:06:29	あ、すみません、これならどうですか、こういう出ますか。
0:06:35	底面戸でございます。音声聞こえております。
0:06:43	あ、すみませんじゃあのまず
0:06:48	成形施設の粉末缶昇降リフトについてまず 2 点実額に受講させますそれで後 日書面で回答をお願いします。一つ目、申請書の 52 ページなんです、その 他性能の欄に書いてる最大取扱量のパレットの数と、
0:07:06	臨界防止の欄にある幾何学的形状制限のパレットの家族、この辺りが異なり ますっていうこれはなぜこういう違う値になってるか考え方を説明してくださ い。二つ目に申請書 54 ページですがこれも同じく仕様表で、
0:07:24	搬送設備の欄の停電時保持能力として、■■■■と書いてますが、一方で、その 他政令の並んで最大取扱量の酸化ウランカ ■■■■となっております。搬送する 重量としてはこれ中身をウランだけじゃなくてほかに寄付後パレット
0:07:44	合計 10 なるはずなので、これ両方とも同じ数字なのはなぜなのかなという ことで、そこの考え方の整理も説明してください。
0:07:55	まず 2 点以上です。
0:07:59	原燃工のでございます。承知いたしました書面にて回答させていただきます。 ちょっと一点あの二つ目の御質問なんですけれども、停電時保持能力と最大 取扱量の重量のほうへおっしゃっていただいたんですけれども、非開示情報と なっておりますので、
0:08:16	持ち越しの対の方よろしくお願いたします。はい、わかりました。
0:08:35	二つ次参りますが、次が、
0:08:41	それでは本件ではもう尋問に複数の施設順番もまとめて再できますので、は い。ほ 17 ページの粉末簡易最近の仕様表なんです、
0:08:55	すみません構造ですか。17 ページの粉末缶いさ行き 89 ページの府破砕機 94 ページの粉末取扱フードこれらの仕様表なんです、これはいずれもほんま 強くF型を使うもんだと思うんですけど。
0:09:12	その人性能欄にある最大取扱量の値がほとんどとなっておりますのでちょっとこ れも理由を説明してください。
0:09:22	続きまして 59 ページ同じく粉末管理先なんです、
0:09:28	あとそれとあれですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:31	容器商工 75 ページはよく小ホールそうですね。これなんですけどこれも搬送設備あの停電時保持能力でこれの数字の考え方でこれは最大取扱量のグラウンド容器重量その両方合わせた数字になってるのか、その説明をお願いします。
0:09:50	続きまして 62 ページの粉末投入機の仕様表ですが、これの溢水の案で囲い式フード水密構造にするとあるんですが、
0:10:06	一方でこれ防水カバーを設置するっていうのがありましてこれ水密公募であれば別に防水壁は要らない気がするんですけどこれはどういった整理でこういう平均値の御説明をお願いします。
0:10:18	次に 70 ページ粉末搬送容器の仕様表ですが、その他性の最大取扱をですが、これも何リットルとあるんですがこれはまたその臨界防止来川崎形状括弧容積の辺りとも異なってますので、
0:10:36	この考え方を説明してください。
0:10:41	次に
0:10:45	72 ページの粉末搬送容器の材料一覧、あと同じく 80 ページの供給瓶の材料値だでここ見ると、パッキン
0:10:56	評価材料中に入ったと思うんですけどパッキンについてはこれとじ込み機能持ってるはずなので使用の閉じ込め機能の中にも記載するようにお願いします。
0:11:06	またパッキンの材料がこれか再現することはないのかっていうのを説明するようにお願いします。例えば材料そのものが難燃性であるとか或いは可燃性だけの設備の中にあるので、影響がないとか、いろいろ考え方あるかと思うんですけどそこを
0:11:22	説明してください。これほかのパッキン使ってる設備があるかと思うんです思うので、水平展開するのをお願いします。
0:11:31	とりあえず以上傷んここまでにします。
0:11:38	原燃工のございます。一般建物のご質問について、後日書面にて回答させていただきます。以上です。規制庁アリタです。よろしくをお願いします。続いてですね
0:11:53	150 ページの本ペレット抜き取り部この設備なんですけどこれまた
0:11:59	その達成の最大取扱量なんですけど、参考欄何キロ括弧酸化ウランペレット 1 個ってあるんですがこれはどういう意味なのかなというのと 1 個だけこんな押さないはずだと思うのでこれの記載の
0:12:16	委員を説明してください。
0:12:22	続きまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:25	196 ページで検索駆探この使用表で、これで閉じ込めで防水パンを作るっていうのがあると思うんですけど。
0:12:34	本当防水本番ってのが炭鉱を十分保持できる容積を有していることを説明してください。
0:12:42	この防水パンについては他の廃液処理設備なんかでもついているやつがあったかと思えますので、防水パン全体について、
0:12:53	防水パンの要請が十分なのかというふうに説明するのをお願いします。
0:12:59	次に、
0:13:02	これは前回の面談ででて出した当院の 1617-10 番の等に対する追加の質問なんですけど。
0:13:12	補正申請の 245 ページで 2-2-40 のユニット範囲の図があると思うんですけど、これ見るという起動半島装置可能。
0:13:26	の中スタート踏襲停止テント終点の部分だけ入っているレールの部分が入ってませんということで、これはどういった理由でそのレールを含めないのかというその考え方を説明してください。
0:13:40	続きまして、これも似たような責任になるんですが、新成長 252 ページ、粉末搬送容器ですが、これは本松混合機の下から供給瓶の運営移動する範囲、ここがさっきの雪増販双方にいろいろと同じで、
0:13:58	メリットに含まれておりません。
0:14:01	またその 252 ページが容器商法リフトのパーティカルリフト分てほんま通用基本形持ち上げる方にも入ってませんのでこれらを言った範囲に入れられない理由を説明をお願いします。
0:14:19	続きまして、300 申請書 330 ページ。
0:14:25	粉末混合機のこの質量制限インターロックなんですがこれ検出管として、労働セルが三つあったかと思えます。この三つの検出タンってのが出てどういう条件で作動するのかちょっと現状図では読み取れないので、
0:14:41	説明をお願いします。これ考え方をするとこれ要は重さをはかるセンサーが三つあるということなんで、
0:14:51	三つの現象 3 の合計値が設定値を上回ると作動するということなのか、また、そうした場場合例えば三つのうち 2 以降の研修生が故障した場合でも、安全に、その止めることができるのか、そこも説明するようにお願いします。
0:15:09	続きまして 349 ページの破碎装置の供給制限機構、それとあと 354 ページの粉末取扱法の供給制限機構、
0:15:22	これについてはこれ機能としては質量制限のインターロックだと思うんですけど、それであれば検出タンにあたるものっていうのは何かその労働セルとか負

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	わされてピンとか重量を計測するそう者と思うんですけど、現状だと何かそう いった鉛ものになってなくて、
0:15:40	その考え方を説明してください。
0:15:49	若干とりあえずここで一旦止めようと思います。
0:15:57	原燃工述べてございます。今いただいた幾つかのうちの一つ目なんですけれど、 重量が減っていくに対して大きなあたりが書いてあるということなんです けれども、これ現状整理として成形施設については、このキログラム単位で記 載しておりまして、これに満たないようなものであれば、もうそういう、
0:16:17	今のものやすべて最初単位の臭いとしておるとい形で整理しているというこ とでございまして、おっしゃる通りL/D子はここまでないんですけども、整理と してこの単位での最小単位で書いてあるということでございます。
0:16:34	フリーですよ。すいません、原子燃料工業上村でございます。あとあのインタ ーロックの関係で2点の御質問いただいてた件についてはまた別途、書面に て回答させていただきますけれども、簡単に回答できるところで誤開とします。
0:16:49	一つ目の粉末混合器のインターロックですけども、あのロードセル3機ござ いましてこちらの御理解の通り、合算値が設定値を上回るとインターロックが 作動する機構でございます。
0:17:02	後ですね男性した場合の処置ですけども断線した場合はですね、操作盤の ほうにですね、男性以上ってところの検知をした旨の警報が表示されるよ うな仕様となっております。
0:17:15	続きましてあと破碎装置と粉末取扱フードの供給制限機構のインターロックの ほうでございますけれども、検出タンが秤量器とかがないというような指摘だ と思っておりますけれども、この二つの供給制限項に関してはですね、装置に粉末 を投入する際にですね。
0:17:35	粉末容器で持ち込むわけですけども、その粉末容器の容器版を端末に入 力することによって、粉末容器の中に入っているウランの重量はですね、当社 の傾向管理システムの中に数字を持っていますので、それと照合するという形 で、
0:17:51	インターロックが作動するというような格好の仕組みになってございます。
0:17:57	私からは以上です。
0:18:01	規制庁アリタです。最後説明あったのでまあまあや直接はかっているじゃなくて 記録個々に見た感じで前に測ったやつ足し算をしてやっていると、そ ういうことなんで説明あり。
0:18:24	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:26	原燃工上村でございます。すみませんちょっと今のお話とするとちょっと一つ目の粉末混合機の後にはロードセルの容量にもちょっと言葉が足りなかったと思うんですけどその最後を御説明なつた供給制限機構のやつだけの話です。
0:18:43	そうですか。二つ目のほうはもう記録記録といいますかね計量管理システムの数字、データベースの中の数字を照合して、まだ社さんま委員複数回れる場合が皿という形になりますけれどもそういった形で、
0:18:59	確認しているということでございます。
0:19:04	はい。規制庁アリタです承知しました。
0:19:09	続きまして、恒設車両工業ウツミですけれどもよろしいでしょうか。
0:19:15	はい、どうぞ。はい。例目このウツミでございます。いただいたコメントの送受電目と11点目議会評価における搬送中のユニットの取り扱いといったところなんですけれども、こちらはですね、Takehiウランを容器に収納してハンセイ
0:19:35	イトウするような設備となっております、これらをですね、搬送元搬送先、それぞれに収納された状態のウランをですね単一ユニットとして考慮する形で考慮しておりますので、ウランの搬送中なんですけれども、
0:19:51	搬送中は搬送元搬送先にそれぞれが存在しておりませんが、評価上は、搬送元搬送先に意義と設定しております、搬送中の状態も、その評価の搬送元搬送先それぞれにイトウを設定している状態に
0:20:10	包含されているというふうな整理としております。以上でございます。
0:20:16	はい。
0:20:31	規制庁れてる数字を説明を今理解いたしまして、じす表面でもらって改めて確認したいと思います。
0:20:42	うん。
0:20:43	屋根これウツミでございます。承知いたしました。
0:20:47	はい。規制庁割れてるスズキもして
0:20:53	363 ページの計量設備かたいNo.IV、これの図中にですねわざわざ天引きっていうのがあると思うんですけど、これってそのその他設備にあるNo.868 の計量へ設備をわざわざ電子天秤のコードだと思っておりますので、
0:21:12	それがわかるように図のほうにも明記するようお願いいたします。
0:21:16	続きまして、389 ページ連続焼結炉のトランス盤という盤なんですけどここに緊急時設備防護版っていうのがあるんですけどこれのはどういった機能ですけているのでしょうか。例えば溢水に係る機能であれば仕様表のほうに反映するなり、
0:21:35	明記するようお願いいたします。
0:21:40	続きまして、同じく連続焼結炉関係で396 ページの児童窒素ガス切替機構

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:50	このインターロック構造の見たとですね
0:21:56	このインターロックで緊急遮断弁は動かないはずなんですけど、他方で信号の図を見ると、緊急遮断弁、制御盤というのを通っているようで、これ、つまり
0:22:09	緊急遮断弁が動かないんですが緊急遮断弁制御盤を
0:22:13	通って
0:22:14	制御盤に信号が育てるといことでよろしいでしょうか。
0:22:21	続きまして、
0:22:24	大分ページが飛んで補正の 3366 ページなんですけど、ここ見ると粉末償還昇降リフトの積載 10
0:22:33	何kmと書いているんですが、
0:22:37	52 ページから 54 ページの仕様表にある最大取扱量とか停電に保持能力そのの辺り等を重さと与えが異なっていますのでその理由を説明してください。
0:22:52	続きまして、
0:22:55	3551 ページ検索戸数超過防止インターロックなんですけど、これでコウテン精査によってペレットの数を数えているっていうこと。
0:23:06	説明はあるんですが、これ例えば上がり複数のペレットが密着してきちゃったほうがいい。それによって何かに高位工程を認証とかそういった恐れはないんでしょうか。
0:23:19	あとあと私まず三つあるんでこれも全部されちゃいます 2860 ページの気体廃棄済みNo.1 の表で第 2 加工棟の各系統ごとの
0:23:33	容積なんですけど、各系統に書いている数字を足し合わせた数字等、表中にある合計値の値がこれはちょっと一致しないので、これもどういう理由を説明してください。
0:23:47	次にその他施設の関係で、
0:23:53	これ面談の前回までの面談の 0 ナガイ地球の 54 万濃度等についての会議の更問で
0:24:02	第 2 回補正申請の 202082 ページにある加熱炉小型可変ろ過する配管、
0:24:10	機器構成図という図なんですけどこれ見ると加熱炉にガスを導く配管がなるノア電磁弁のあるルート内ルートに分岐しております。これだとその電磁弁を開け閉めしてもその地層の、
0:24:26	青木支部ができるように見えるんですがその説明をお願いします。
0:24:31	最後、
0:24:34	はい。
0:24:35	前回までの面談で出しゃ遠いの 0719-57 番についての更問へ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:43	補正申請を 2152 ページの感震計の配置図があるんですが、これ見ると平面図の屋外側に表示部があると思うんですけど。
0:24:56	表示部っていうのはこの外壁面に固定しているので、これ 2 にペレット側にあるのかと思うんですがちょっと今かもらってるってそういうふうには見えません。
0:25:06	あと立面図のほうにそれぞれ見地も表示部がこの会計内でそれぞれ示しているのかよくわかりませんと。条項をいずれにせよこれちょっと設置の位置がよくわからないっていうのがありまして、その中急ぐようSCALEとかでちょっとなんかわかりやすい図で説明を追加をお願いします。
0:25:27	以上です。
0:25:35	原子燃料工業上村でございます。今いただきました御質問のうちですねちょっと難しくって書面で回答させていただきますけれども、ちょっと考え方とかでちょっと複雑なところに関しましていくつか御回答させていただきます。
0:25:50	一つですね連続焼結炉ナンバー2-1 のトランス版の機能のコアの話でございますけれども、こちらに関しましてはもともとトランスバーの側面についてます防護板と呼んでいる箇所でございますけれども、
0:26:06	もちろん、もともと部分がですね既設の筐体の構造になっています。実からいくと実際にそう言ったのかさがついていることですね、被水による水の侵入を防止するという構造にはなってますけれども、
0:26:21	事業許可申請書、
0:26:24	等々でございますね、防水カバーって被水対策を行う防水カバーを取りつけるというところに関して被水清水の審議の相違がある開口部に対し、というようなところがありますので、季節でも状態でもうすでに防御できていると。
0:26:40	いうところでございますので、基本的にこのトランスバーに対しては、被水対策は不要ということで被水対策は不要だという。そういうところで一旦整理をしています。一方防護版の方についてはですね、制御盤分電盤等のた高圧電源を取り扱う設備機器に設置すると。
0:26:58	いうことを事業許可のほうでうたってますので、今回トランスバーのほうが高圧電源に該当する設備だということで、ちょっと明確に同じなんですかね同じ既設の筐体構造のうちの
0:27:13	部分ではございますけれども、明確に書かせていただいたと。そういったちょっと整理で機能とですね、を描き分けさせていただいております。
0:27:23	それとですね、時た排気設備のところの御質問で、容積の合計の件ですけれども、もともとあの表中の合計値が 1.3×10^4 の 4 乗という数字でございますけれども、こちらに関しましては事業許可申請書、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:02	換気回数の算出の考え方というところについて系統僕は第2 その他各室に局所排気系統はうちに行っているがウラン粉末取り扱いはないため削除した図と下というまず説明があって、
0:31:18	あるんですけども実態としては存在していて、D系統一井の中に括弧系統を含むっていうふうになっていて、については、統計と位置については、第2層質は含まれて、
0:31:33	いないということ、第2-1ペレット室は、系統一度系統により契約関係を行っているんだけど、系統2からは契約根拠を行っていることとなっていないってことなんかも含めてですね。
0:31:49	暴力から考え方を算出しているのかっていうのも御説明くださいでこれはかなり余裕をもって設定されているので、
0:32:01	考え方を説明してくださいという意図するものですね。
0:32:05	1回ここで切ります。
0:32:09	原子燃料工業上村でございます。一つ目のご質問ですね排風機の3①Fとかです。こういって番号のものでございますけれども、こちらの我々の当社での機器名称として識別排風機の番号識別するという意味で挟まる1Fというような番号をつけてございます。
0:32:27	設工認はまた別途管理番号がついてございますけれども、機器名称としてそのままええと我々としては排風器だけではなくて我々の社内故障である3①Fまで含めた機器名称とさせていただいたというものでございます。
0:32:42	もう一つ、ご質問いただきました関係会社の考え方でございますけれども、基本的にはですね換気回数の算出方法としましては、容積に対して排風器の能力、部屋の容積が立米になってございますけれども、
0:32:57	排風器の能力が立米/hということで、
0:33:02	それを÷っていったらいいですかね容積を排気廃棄能力で割るということで換気回数で1時間当たりの換気回数というものに置き換えることができるという、いったところの考え方でございます。
0:33:17	ご指摘いただいておりますいくつかですね第2-1ペレット室とかですね戦略室等今回も
0:33:25	こちらの系統ですね我々が呼んでおりますけれども、系統2系統持っているエリアの部分ですね、に対しての容積の考え方なんですけれども、一部系統1系統に係るまともに部屋排気でございますけれども、一部、
0:33:42	第2-1ペレットとしてのように、
0:33:45	お互い吸っているってというような状況が生まれてございますけれども、今回換気回数を算出するにあたってですね、どちらかにちょっと寄せてどちらどっちど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ちらがメインかっていうところで、部屋の体積そのものについては、どちらかの結果、第2の1ペールとしてに関しましてはメイン
0:34:05	あります系統1のほうにに研鑽としてへ入れていると。そういったちょっと
0:34:13	なぜ今計算上の関係で、どちらの部屋でカウントしているというような考え方で記載しております。2860ページの表に記載させていただいている部屋の名称というものは今回
0:34:28	容積を算出したときに使用した部屋の名称だをご理解いただければというふうに考えてます。したがってちょっと若干他の系統図等でですね、両方引いている部屋とかありますけれどもちょっとそういったところと記載のちょっと違いが出ているというようなことでございます。
0:34:48	ちょっとこの辺に関しましてはちょっと記載とですね工夫薄等ですねさせていただきたいと考えております。以上でございます。
0:34:59	規制庁座ですが、
0:35:01	初めの件は機器名称だと理解すればいいよってということで理解しましたので、二つ目は、そういうことであれば、今御説明した内容をどこか
0:35:17	よう読めるようにしていただければいいのかなと思いますけれども、検討いただければと思います。
0:35:24	原燃工上村でございます。承知いたしました。
0:35:29	規制庁ざるするそうします。続いて、
0:35:34	2点、続けていかないと確認させていただきます。ページ数で2534ページ、2535ページで配当許可申請書では習慣をつけると表した概略図として示しているとありますけれども、
0:35:56	主管の考え方を説明していただいた上で、この図面が主幹になっているんだよっていうところを応答時間の面談で結構ですので、この図面とともに御説明いただければと思います。それと、
0:36:12	もう1点、2535ページで、事業許可との整合性で、W1、
0:36:22	出入り管理室に接続する系統を示すとともに、改造で設置する図書※ダンパーを示したと説明があるんですけども、この
0:36:33	ところに閉じ込め弁護士示されておってですね、御説明に矛盾がないのか、この等々突っ込み弁は改造がないってことなんですねそのところ辺りを御説明いただけますでしょうか。
0:36:56	ちなみにこれが福祉後日書面で回答いただければ2番目の回答に質問については朱後日書面で回答いただければ結構ですので、一つ目のについては、書面で回答いただいた上でその場で次回御説明ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:16	原子燃料工業でこれから上村でございます。承知いたしましたの斜面のほうで回答させていただいてましての事前面談のほうで御説明させていただきたいと思います。以上です。
0:37:27	はい。
0:37:28	規制庁オザワです。よろしくお願いします。続きまして、2530 万 2356。
0:37:38	これ 2536 ページですかね、検査区域タンク、
0:37:44	おそらく回収タンクについては設備のその仕様だとか、構成その構造図、系統図だとか構造図等を用いてですね、どういう機能を持ってどういうものなのかというの、これも名も持ってですね次回面談で御説明いただけますでしょうか。
0:38:10	変更でございます。承知いたしました次回の面談で説明させていただきます。
0:38:18	規制庁座ですよろしくお願いします。続きまして、
0:38:22	2540 ペーありがとう 40 ページです。
0:38:27	事業許可との整合性で、第 2 加工棟の外扉を外部から冷却というような記載があるんですけども、これはどのような状況を想定して誘客っていうふうなことを使っているのかっていうのを、
0:38:43	説明いただけますでしょうか。後日書面で回答いただければ結構です。それともう一つ、2541 ページなんですけれども、
0:38:55	これが確認をさせていただいた上で、
0:38:59	これまでの許可通りなんじゃないのかというふうに考えますけれども、
0:39:05	どの点が巨額な均衡点なんかっていうのを教えていただけますでしょうか。これラインに声とについても、書面で書いていただければ結構です。
0:39:19	1 回ここで切りたいと思います。
0:39:23	原子燃料工業カノメでございます。1 点目の影響冷却について後日書面で回答いたします。
0:39:32	意見等も後日書面で回答したいと思います。拝承いたします。
0:39:41	規制庁殿ですよろしくお願いします。続きまして、
0:39:46	2542 ページも、このところの漏えい検知器 1 台ですね。
0:39:53	検知できるというエリアというものを踏まえて、その選定系統漏えい検知器の設置がですね、適切かというところを御説明ください。これも後日書面で結構です。
0:40:09	続きまして、2545 ページ。
0:40:14	詳細設計により、より保守的な設計とするために、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:18	火災区画を変更したっていうふうにあるんですけども、火災影響評価のところの結果を見ると、等価時間は追っているってというような状況で組織的な対応等の説明が矛盾しているというふうに考えますけれども
0:40:36	どのような考えでこのような記載になっているかっていうところを説明いただけますでしょうか。いずれも書面で角度説明いただければ結構ですと1回ここで切りたいと思います。
0:40:52	原子燃料工業上村でございます。一つちょっと確認をさせていただきたく思います。漏えい検知器のご指摘でございますけれども、検知できるエリアがどの適切かどうかというような趣旨の御説明をした説明を
0:41:08	求められているご質問かと思えますけれども、一応現状、第2回補正申請書です、2162ページのほうです、図のRIの他の8(2)ということで、
0:41:22	今ご質問いただいているところ事業許可の変更内容のところの記載で開発しても、漏水検知対応していませんけど、黒い建築ですねこちらを設備の移動に伴って各設備の上に配置するというような変更を加えた点と、いうところでございますけれども、
0:41:41	基本的にはこの2162ページの図に示してあります通り各設備の直上にですね、あの漏えい検知器を設置するような格好としてますけれども、ちょっとこの辺の御説明ではちょっと不足しているというようなことでございますでしょうか。
0:42:00	はい。
0:42:01	えーとですね、設置いただいているの検知器で検知できますってところが確認できれば結構ですので、
0:42:11	それが確認できるような御説明いただければ、
0:42:16	良いと思います。多分なので、当設備機器のその直上について今おっしゃられたので直上に位置大卒で1台ずつというか家必ず設置されているという例ヤードになっている。
0:42:30	ということがあれば、そういう説明をしていただければ結構です。
0:42:40	原子燃料工業上村でございます。承知いたしました。別途書面の方で回答させていただきます。以上です。
0:42:48	もう規制庁がですね、続きまして、私のほうから最後になりますけれども2000
0:42:57	148ページですね。
0:43:00	ここで単一機器の破損及び地震に起因する機器の破損等による系統ごとの最大溢水量を変更されていますけれども、整合性の説明では記載の適正化となっていますね。
0:43:17	溢水量が変更になった理由というものを別途説明いただけますでしょうか。またですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:27	1 水源となる容器類の溢水量がその変更されて、その理由が詳細設計及び保守性を考慮して変更後説明されていますけれども、東京感じ併設工認時の設計及び保守性
0:43:45	回位と考慮投与というものがどのように変わったのかというところを具体的に説明していただけますでしょうか。こちらの書面で回答いただければと思います。私からは以上です。
0:44:02	原子炉工業フジワラです。今の四つですねおっしゃ指摘の通りちょっと同じような記載になっておりますので、それぞれここに若干ステイもしくは詳細設計という違いがありますので、わかるようにですね。
0:44:20	御説明させてさせていただきますので、はい。以上です。
0:44:26	規制庁座ですよろしく申し上げます。以上です。
0:44:36	はい。
0:44:37	規制庁の吉村です。
0:44:40	私のほうからちょっと数運営少しありますので適切にちょっと聞きながら、
0:44:49	御説明したいと思います。
0:44:51	まず最初 2 ですね、最初の数点は確認だけですので書面で
0:45:00	後日回答していただければ結構です。
0:45:04	まず 1 点目なんですけど、322 ページに塗布粉末投入機能図面系が
0:45:13	少し詳しく今回を書いていた絵があるんですが、この中でですね
0:45:20	粉末缶に裁決ロボットのアームみたいなものを使っていわゆる、
0:45:26	そのストッパ位置にある保管容器企業風土の中に、
0:45:31	入れ込むわけですがこれですね。
0:45:34	当然入れるときには開口ができると思いますので、まずどうや同様に導入するのかというのと、
0:45:43	そのときいわゆる閉じ込め性能で要求している開口流速とかそういったものは十分維持できるのか。
0:45:50	説明をしていただきたいと思います。これは後日書面でして説明いただければ結構です。
0:45:57	それから 2 点目なんですけど、320 ページ 2。
0:46:03	据えつつ、
0:46:05	同じく粉末投入機能を
0:46:08	据えつけボルトの配置図ですね、今回、
0:46:13	つけていただいたと思うんですが、これ具体的に設備の説明で断面図を幾つか載ってるんですが、
0:46:21	ちょっと平面図と照らしてもどの位置のどの柱 2、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:26	このボルトがついてるのかちょっとこの図面だとちょっとわかりづらいので、その相関がわかるようにちょっと記載を見直していただければと思います。
0:46:38	それからちょっと付で申し上げます。3点目はですね、これは同じ粉末投入機能を
0:46:47	各風土の強化員数、これも今回つけていただいたんで、前回のやつを少し細かくしていただいたと思うんですが、
0:46:59	この中でこれ確か説明の中で、
0:47:05	天井部の一部とそれから床面の一部が、それぞれ建屋との境界を閉じ込めA境界としてるっていう説明がありました、
0:47:18	こういった躯体との取り合い部分での閉じ込め境界ってどういう構造で、その土地閉じ込め機能を
0:47:26	満足させているのか、その閉じ込め強化いい。
0:47:31	について説明をしてちょっと加えて、もし説明していただければと思います。
0:47:39	これも後日書面で説明をお願いします。
0:47:44	それから4点目なんです、これは
0:47:48	前回、非常用はちょっとこれ、非常用発電機の
0:47:52	本町っておりますが、前回の
0:47:55	回答で取りつけボルトの
0:47:58	トータルの本数は変わらないんですが、
0:48:03	内訳ですねそれがいわゆる種今回提出されている使用表と図面と、
0:48:11	ちょっと内訳が合わない、来申請書のほうは当然正しいんじゃないかなと思いますが、ちょっと違いについても一度確認していただいて回答いただければと思います。
0:48:25	それから、次
0:48:29	これも非常用発電機本体は
0:48:32	の説明の中、前回も同じところの説明の中なんです、
0:48:37	いわゆる機器の据えつけボルトの検定比はアンカーボルトの
0:48:44	検定比にこう包絡されますという回答があったんですが、
0:48:49	これ他の設備もそうなんです、確か初めて個々の説明では、
0:48:55	据付ボルトはアンカーボルトではなくて部材側に包絡崩落して検討の記載していると、これは
0:49:05	添付書類になるんですが、耐震計算書のほうで部材とアンカーボルトの2種類しかありませんので、そういった部分の窓口に入るのかというと、確かそういう説明があったと思うんですが、
0:49:16	例えば別の回答ですね、061の9電の回答を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:24	等の考え方とちょっと食い違ってますのでこれ考え方をもう1回統一して説明していただいて、その件低角検定値が崩落する範囲を明確にさせていただきたいと思います。ちょっとここで一旦切りますが、何かありましたらお願いします。
0:49:42	原燃工の小野でございます。ただいまのご質問承知いたしました後日書面にて回答させていただきますと、1点だけの最後の御質問なんですけれども、非常用発電機の今据付ボルトというふうにおっしゃっていただいたんですけれども、こちらのほうは一応取付ボルト、説明ではなくて取付ボルトですのでいただく修正をさせてください。
0:50:01	その辺りの崩落の考え方については書面にてまた後日書面で回答させていただきます。以上です。
0:50:09	規制庁のヨシムラの雪を介しまして、ちょっとすっ取付ボルトの意味合いで、据えつけボルトと言っていましたので、その辺の要望も含めてちょっと
0:50:20	回答の中で、正確に書いていただければと思います。
0:50:24	じゃあ、確認項目を続けたいと思います。
0:50:28	ちょっと話が場所がちょっと変わりますが、いわゆる気体廃棄物設備
0:50:35	に関して、今回系統図を使って、耐震重要度の範囲っていうのを、
0:50:43	説明していただきましていただいておりますが、
0:50:47	例えば1238ページGにある。
0:50:54	これは、
0:50:56	系統値とか経営統合の
0:51:00	系統図ですが、こん中にいわゆる閉じ込め短波っていうのが第2類で、
0:51:05	1ヶ所だけついてるんですが、
0:51:08	この閉じ込めダンパーの機能っていうの機能によると思うんですけど、建屋の負圧を維持する。
0:51:16	という意味合いであれば
0:51:19	と閉じ込めダンパーから建屋の壁面排気塔の部分ですね。
0:51:25	カノメ面まで、もうこれ同じ。
0:51:28	耐震クラスにしないと閉じ込めダンパだけ持ってもしょうがないんじゃないかなというふうに見えるんですが、
0:51:35	その辺、考え方をちょっと説明いただければと思います。
0:51:40	それから、ちょっとこれもあとちょっと幾つ数点続けます。
0:51:45	それから次はちょっと連続焼結炉のナンバーの2-1。
0:51:53	に絡むものにちょっと
0:51:55	行きますが、
0:52:00	こん中にですね、この辺はアンモニア分解

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:05	ガスの配管系統とかプロパンガスの配管検討いわゆるいろんな緊急遮断弁
0:52:11	の上流側の配管についてですねこれはの設工認対象外という
0:52:16	扱いになってますが、これを取り扱った図面で幾つか載ってるんですが、
0:52:22	例えば 392 ページの屋外配置図の当該配管の
0:52:28	ラインをちょっと小さくて見づらいところあるんですが、拡大しておきますとこれは
0:52:34	実線になってる部分があったりとかですね、あとは対象外と言ってる部分に
0:52:43	申請対象の手動弁があったりしますので、
0:52:48	この辺はちょっと飛び飛びに下の公認対象になってる部分があったりなかったりしますので、
0:52:55	その辺がちゃんと範囲が妥当かを含めて、もうちょっとわかりやすく正確に記載していただきたいと思います。
0:53:05	同じような関連で 2154 ページ。
0:53:11	ですね、これは緊急遮断弁アンモニア分解バスの層境大豆っていうところに、
0:53:17	いわゆる緊急遮断弁の手動弁からですね。
0:53:23	支持部材までの間ですね、この間鉄工に対象外。
0:53:29	になってます。
0:53:31	バルブだとおそらく当初の説明がありますように配管と一体で評価してると思うので、
0:53:41	それぞれの支持点までが評価対象になるはずなんですけど、
0:53:46	例えば手動弁、これとこ 2154 ページの図見ていただくとわかるんですけど、手動弁があってその上流側がちょっと消えちゃってるんですねこれ。
0:53:59	当然支持点までが工認対象設工認対象になるんじゃないかと思しますので、ちょっとこれもう 1 回確認いただいて正確な記載を
0:54:09	お願いできればと思います。
0:54:13	これこういったものが例えば 2155 ページの
0:54:20	にも同じようなノも十分カバー分解ガス配管に対しても同じような点があるのと、それから同じような設備。
0:54:29	緊急設備のこういった同じようなものが、
0:54:35	燃料開発設備の加熱炉にもありますので、この辺の含めて、
0:54:43	特にバルブ周りの応接購入の申請範囲について、もう一度確認して正確な記載をお願いしたいと思います。
0:54:54	ちょっとここで一旦切ります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:59	原子燃料工業上村でございます。ご指摘いただきましたテーマ書面の方で回答させていただきますけれども、ちょっと幾つか大きな考え方の基づくところだけ、この場でちょっと御説明させていただきたいと思います。一つ目のご指摘
0:55:15	いただきました渠気体廃棄設備の系統図の中での耐震重要度分類の考え方というところで、1238 ページのこちらは系統 12 号の系統図になってございますけれども、もともとちょっと閉じ込めとか等の考え方です許可の中で
0:55:34	幾つか、気体廃棄設備へ大きく耐震重要度分類を書いているところがございますけれども、基本的には 3 類であるというところで大きくですねフィルタユニットから排風機の間、こちらについては第 2 類ということで、ここだけちょっと。
0:55:52	耐震重要度分類を格上げしているような考えになっておりますので、この部分に関してですね、一応閉じ込めという考え方が出てきておましてフィルタユニットに関しましては第四半期、第 1 種管理区域のほうに
0:56:08	ございます。でもここで基本的にはウラン粉末。
0:56:12	そうとラップするわけでございますけれども、こつから先は基本的には綺麗な空気でありまして、ここから先、系統フィルタユニットからさらにこつからですね、第二種管理区域にあります排風機室のほうにフィルターユニット、アオイ電子指摘いたしました。排風機A或いは閉じ込めダンパ閉じ込めで英語
0:56:32	すみません、ここがちょうど第 1 種管理区域第二種管理区域を跨ぐエリアになっているということで、このエリア、先ほど申し上げました麻痺れたようにとか排風機のこの区間に関しましては閉じ込め担保の観点で、
0:56:47	この区間は第 2 類という形でさせて
0:56:52	という考えに基づいて事業許可でもまた耐震重要度分類を割り振っているということでございます。今回系統 12 号とですね後系統七、八っていうところでですねリサイクルルームの運転をする系統が日程とございますけれども、
0:57:09	そういったところでですね、このリサイクル運転を切り替えるためのダンパーっていうものが排風機より交流側ですね、綺麗な空気を循環させていくというところで切り換えオノどちらに風送ってこちらを遮断するといったそういったダンパー機能も短波
0:57:27	がございまして、一応立て付け上はですねこちらの閉じ込めダンパーというくりで設備の管理番号付けさせていただいてるんですけども、機能としては時自体はここは閉じ込め機能は持っていないというところで、確かにご指摘の通りここだけ 2 類っていうのはちょっと違和感があるんですけども、
0:57:47	基本的にはここ自体が閉じ込めの協会にはなっていないということで、あくまでこのダンパだけは 2 類でタクトホームさんでいいというような考え方とさせて整理をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:01	すみません。
0:58:03	それとあと幾つかの配管系とですね摺動電の周りの配管とですねの耐震重要度分類の考え方のところがございますけれども、今回我々今までのコメント回答等で面談でのコメント回答等で御説明差し上げておりますけれども、
0:58:19	基本的には手動弁、ですね、ここに関しましては今回構成機器でございますけれども、
0:58:30	申請対象とさせていただきます。ただこれまでの御説明の通りですね一般系の配管の部分に関しましてはあくまで設工認対象外であるというところ一旦整理をさせていただきます。一応の考え方についてはですね、設計上ですね耐震設計上の考え方は、
0:58:50	ヨシムラさんが御理解の通りで緊急遮断すいません遮断弁手動手動閉止弁ですね、手動弁か直近の支持点までは手動弁と同じ重要度分類で設計をするということがございますけれども、
0:59:08	あくまでちょっと設工認の対象開花対象外でないかって言うところの区分を明確にするために、款の部分に関しては接合二体紹介と、いうふうな記載と、
0:59:21	いうことで記載のほうはですねそういった形で整理させていただきます。ちょっとこういった趣旨のご回答ちょっとまた別途書面にて回答させていただきたいと思っております考え方は以上になります。
0:59:35	規制庁のヨシムラですねと二つま閉じ込めダンパーの件については、
0:59:42	ちょっと名称的にちょっとこん混乱するような名称なんで取り機能としてわかりました。
0:59:48	とそれから手動弁については、ちょっと書面で回答したやつ検討させていただきたいと思っておりますけど、基本的に評価の対象範囲であれば、当然設工認の対象ないだろうだろうというふうに理解しておりますので、その辺も含めて回答。
1:00:05	の方をよろしくお願いします。
1:00:10	それでは続けたいと思っております。
1:00:18	次は連続焼結炉の例えばNo.2 の代表例で挙げてますが、
1:00:26	取出口権兵衛ハグとか出口コンベヤ部のいわゆる■■■■■■■■■■の材料の表記、これについては多分軽微変更の方で遣り取り幾つかありまして最終的な網を記載の方法、
1:00:41	もう決まって示されてますのでそれを含めて、今回の資料についても見ながら見直しをお願いしたいと思います。
1:00:52	それから、
1:00:56	これもちょっと前回の回答に対する回確認なんですが、
1:01:01	445 ページの図は 2Pd 節 2。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:06	19 ですか。センター数検索装置なんナンバー2-1 回りの配管、
1:01:13	の耐震重要度分類ですね、これは例のちょっと確認をお願いしました今回いただいた資料を見ますと、
1:01:22	ほぼ
1:01:25	どの辺はどの範囲か排液系に行くラインを除けばほとんどが一類というふうに修正されてますので、
1:01:35	おそらくこれは前回確認したのはさせてもらったのか。
1:01:39	1 部分が標準支持間隔を超える長さについて、
1:01:45	当一類の部分があるような記載があったので確認してもらいましたが、
1:01:51	今回はすべて
1:01:55	そういったものを含めて全体的に一類になってますので、これはあくまでも裏背景を取り扱う系統上から図全体を見て注意にしたというふうに
1:02:05	理解してますがその辺の確認をお願いします。
1:02:11	それがちょっとじゃ、続けて
1:02:15	波及的影響に関して 3 点ほどちょっと気が付いて確認をお願いしたい点がありますので、
1:02:22	申し上げ、ここでちょっと 1 回切りますが、ちょっとその 3 点申し上げます。
1:02:27	件目はですね
1:02:33	研究設備のこの 2162 ページに、
1:02:37	第 2 加工棟 3 が配置図がありましてここに可燃性ガス漏えい検知器と、
1:02:45	それ以外に設工認対象外の設備っていうのがありましたので、
1:02:49	ちょっとこれは多分上下関係で大丈夫かとは思いますが、宇宙泊波及的影響の観点で位置関係について教え性と所次回書面でもいいんですいので、示して教えていただきたいと思えます。
1:03:07	2 点目ですね、同じく波及的影響の
1:03:11	チェックでさ、これは附属書類の 3-2 の
1:03:15	コロニーいわゆるダクトの
1:03:19	うん波及に関してし関係から波及的影響の有無をチェックした資料がありますが、なんかで、
1:03:28	第 2 排風機室内にある日部第 3 類のダクトっていうのが、
1:03:35	あって、図面上場の第 2 類の設備にかかっているように見える部分がありますので、その辺特にここで、
1:03:46	波及的影響の対象がないとか、もう一度確認をお願いします。
1:03:53	それから、同じく附属書類の 3264 ページで、これは避難経路とダクトの位置関係、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:02	について示した図ですがこれの中で、
1:04:06	第2フィルター室の中央部ぐらいにちょっと宅等がちょっとあるんですが、
1:04:11	私が見た感じでAg微妙なんですけど、避難通路にちょっとかかっているんじゃないかなというのがありましたので、これも確認をしていただければと思いますが、確認結果書面で回答いただければ結構だと思います。
1:04:27	ここでちょっと一旦切ります。
1:04:33	原燃工の小野でございます。今いただいた質問の最初の
1:04:38	人もの作ったんですけれども、軽微な変更を踏まえというところの御質問なんですけれども、こちらのほうはですね、最初軽微な変更させていただこうということで考えていたんですけれども、弊社として、変更間違いではなくて、
1:04:54	変更なしでもいい問題ないということで、我々のちょっと考え方を改めまして、結論として軽微な変更は届け出ないという視点でそこに関しては届けてないという形となっておりますが、それを
1:05:11	踏まえて、軽微な変更を続けることをもって、見直すというふうな形のコメントをいただいておりますけれども、変更しなくなったとしても変更するときの議論の経緯
1:05:24	があれば、議論の経緯によっては、第5次の記載についても変更すべきところがあれば見直すというふうなコメントというふうな御趣旨ということでご理解を理解させていただければよろしいでしょうか。
1:05:37	規制庁ヨシムラです。ですね。これ私のちょっと理解が間違っって押し寄せてきたいと思うんですが、この梱回位、
1:05:47	いわゆる従来あっ軽微変更のときに共同区分が正しく
1:05:55	変更したいっていう、
1:05:58	いう記載いわゆる共同変更で記載したいという部分の種
1:06:03	当初申請があったと思いますが、今回の
1:06:10	該当部分に教徒区分に該当する記載があった
1:06:15	なので、
1:06:16	当庫例は当初、当初、
1:06:21	変更したいと申請してきた内容のままになってるんじゃないかという感じで私質問します。
1:06:27	人わけなんですけどいかがでしょうか。
1:06:31	はい。原燃工の小野でございます。代表値の軽微な変更につきましては、変更したほうがより共同区分でやらせたほうが適切と我々考えているんですけども、もともとの申請の段階で現在認可された状態でも、次誤記とか誤りというわけでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:51	ございませんので、そのまま変更はなしということで進めるということにさせていただきます。第5次に関しましては、共同区分で書いてございまして、こちらのほうが我々としてもより適切と考えておりますので、5時に関しましては、4時の経緯を踏まえても、この記載で問題ないというふうに考えているところでございます。
1:07:11	規制庁でしまして、いずれにしてもちょっとその辺ですね、わかりやすく書面で回答していただければ、のほうでちょっともう1回確認させていただきます。
1:07:21	そちらの方針で結構ですので、まず、まず出していただければと思います。
1:07:29	根来でございます承知いたしました。
1:07:32	にて回答させていただきます。
1:07:34	原燃工上村でございます。ダクトの件でちょっと1点御説明させていただきます。ご指摘いただいたの
1:07:43	Actの耐震重要度分類の考え方を示した
1:07:49	ところですね3264ページですねご指摘いただいているところ2類と3類が重なっている部分が見受けられる。
1:07:57	というところでございますけれども、こちら第2排風機室の中での御指摘かと思えます。ちょっと図面上はですね重なっているところであるんですけれどもちょっとこの事実。
1:08:12	自治といいますか実態としてこれ
1:08:15	出し入れ設備、ここで記載させていただいている第2類設備は排風器でございますけれども、こちら先ほどの御説明の通り排風機から先のダクトが3類となっております、300重なっているようになっている見えるところはですね接続されているというのが正しいところでございます。
1:08:35	第3類が第2類の設備とついているというか、第3類のダクトが第2類の排風器に接続されているというのが正しい格好でございますので、先ほどの通りです。先ほどもちょっと御説明等も幾つか考え方がぶりますけれども、
1:08:53	第2類が川内3面のダクトが第2類にとりついてますので、直近のawから直近の指示のところまでは第2類の指示とするような格好とですね、しますので、基本的にはこういったところで、第2類と第3-2のところでも波及的影響が及ぼす。
1:09:13	およぼし合うような格好ではないというところを御説明させていただきました。以上です。
1:09:19	規制庁の吉村です。説明わかりました。
1:09:24	一応書面でその旨説明説明なり、答えていただければと思います。
1:09:36	確認項目続けたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:39	次はですね
1:09:42	当緊急設備B。
1:09:47	に関して、
1:09:49	ちょっと図面上の確認になりますが、
1:09:52	数点確認させていただきます。
1:09:56	これは 1936 ページ、2、
1:10:07	これ 40
1:10:12	これ研究設備の一覧表みたいに一覧表 6 枚にわたっての
1:10:18	数が
1:10:20	この中 2
1:10:23	浄水送水用の遮断弁とか水準の手動弁
1:10:30	それから送水ポンプの自動停止装置等が
1:10:35	ちょっと見当たらなかったのですがこれですべての緊急設備がもし記載されてる表であれば、
1:10:43	漏れがないか確認をしておいていただければと思います。
1:10:49	それから次 1967 ページ同じく表って言うの図面上でのこれはちょっと私のほうからちょっとコメントした後につきましては、修正されてたのがその旨、回答いただけても結構ですが、緊急
1:11:04	上水素浄水送水用の緊急遮断弁が、
1:11:09	ちょっと見当たらなかったんで確認をお願いしたいと思います。一応修正はされているようだということや、そのあとちょっと確認できましたので、もう一度確認して問題なければその旨回答してください。
1:11:24	それから 2198 ページなんですけど、
1:11:33	いうところもちょうとさっきの設工認の範囲にも閉じて同じ額になりますが図、図面で浄水送水用緊急遮断弁の配置図というところに溢水時の手動また第 3 類の溢水時の手動閉止弁
1:11:49	の配管がありますが、これも
1:11:53	先ほどと同じように投資、これ、支持架構含めたら図面になってますので、
1:12:00	と設工認範囲については、もう一度確認していただいて、その有無についてして正確に書いていただきたいと思います。
1:12:10	それからもう 1 件ですがこれは記載上の話なんですけど、
1:12:17	2193 ページに同じこの浄水送水用緊急遮断弁の機器配置図があるんですけど、
1:12:26	ここについては表のタイトルがですね。
1:12:33	機器名称というタイトルが入ってたんですけど、これ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:38	例えば構成設備いっぱい他の機器では構成設備構成機器っていうタイトルになってるんですけど、これは何回というのが農家それでもいいとは同じであれば統一した記載をお願いしたいと思います。
1:12:54	ちょっとこれ、これでちょっと1回切ります。
1:13:01	原子燃料工業上村でございます。先ほどいただきました表のタイトルの標記の件でございますけれども、こちらについてはですね一応意図的に描き分けさせていただいております。機器名称と呼んでいるところに関しましてはそこに書かれている機器というものは管理番号を付した設備機器名称と、
1:13:21	ということで拡売には擾乱をタイトルの部分は機器名称とさせていただいてますんで、タイトルの構成機器等させていただいたものについてはですね管理番号と違って安全機構を構成している例えば
1:13:36	しゃ断器とかですねそういった検出何とか作動だったとか、そういった中で構成している機器の部分に関しましては構成機器というようなちょっと声をつけさせていただいております。構成機器に関しましては例えば今回の例ですと表裏の他の12の
1:13:55	別表3というところでインターロック等の構成機器だと書かせていただいておりますけれども、そういったところの名称を使うときには、構成機器というようなちょっとタイトルで、ちょっと使い分けさせていただいておりますところでございます。以上です。
1:14:14	規制庁のヨシムラですちょっと
1:14:18	今の御せ、書面でこれを正確にちょっと可能性も示していただければいいと思いますが、ちょっと若干構成機器という名称の使い分けが、
1:14:27	私が見た感じだとあまりなかったような感じがしたので
1:14:32	正確ちょっとまたこれも正確に書面でその違いについて意図的であれば、その意図について説明していただければと思いますが、
1:14:43	それでは次ですね、
1:14:49	やっぱり研究設備に関してを中心にちょっともうコメントつけ続けます。
1:14:59	これは付属書類のほうですね、
1:15:03	設備の耐震設計の基本方針書っていうのが付属書でも3-1。
1:15:19	はい。
1:15:21	原子燃料工業でございます。すいません。ちょっと今、そちらの補正が聞こえていく電池がきりですいません。
1:15:34	規制庁聴取するのはしましたこちらのほうでちょっと電池が救急ちゃいましたので途中で落ちました。
1:15:41	理解を続けます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:47	付属書類の 3-1 と耐震設計の基本方針書の中で、
1:15:53	耐震設計機器の耐震設計の一覧表がついてますが、
1:15:59	その中で今回追加いただいたいわゆる児童
1:16:06	窒素ガス切替切り換え機構気候、それから圧力、
1:16:11	数点圧力逃し機構までいろいろ、
1:16:15	ありますが、これは同じ名称がですね連続焼結炉じゃなくて加熱度とか、やっぱり焼却炉にも、
1:16:25	それぞれいろんな緊急設備の名称が、
1:16:29	これちょっと並列に書かれてるのがちょっとわかりづらいんですがそれぞれ同じ名称が出てきますので、
1:16:35	具体的にどの設備に対応するものかわかるようにちょっと記載の仕方だけなので、記載を工夫していただきたいと思います。
1:16:47	次に
1:16:51	耐震重要同じく緊急設備の耐耐震重要度分類に関してですが、
1:16:57	3220 ページのところに、
1:17:02	緊急遮断弁
1:17:05	4 月の時の本体は一類なってます。
1:17:09	これは機能としては脳腫瘍表と書かれてあるように関心これ第 1 類ですね感震計第 1 類と連動して、いわゆる震度 51 弱以上の
1:17:21	計測震度でこれ遮断、
1:17:23	をするという機能のがあるわけですが、
1:17:27	これインターロック図が 1614 ページにあります、
1:17:32	当検出タンであるかんし。
1:17:40	はい。
1:17:47	すぐ
1:17:51	すみません。ちょっとこちらのちょっと機器の調整が今あるかと、一旦ちょっと音声と。
1:18:15	はい。
1:18:16	続けさせていただき大変失礼しましたの
1:18:20	ちょっとマイクの機器の不具合でちょっと音声途切れしました。
1:18:25	もう一度続けます。
1:18:28	付属書類の 3-1 でこれ 3220 ページにある、いわゆる緊急遮断弁と 4 月本体、これは 1 種類何一類で
1:18:40	その東端の部分も注意なるわけですが、中の制御盤がにるいいなってますので、これは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:49	遮断弁としての機能が発揮これ考え方で発揮できるのか説明をお願いしたい と思います。
1:18:59	同じような確認になりますが、3223 ページの送水ポンプ自動停止装置。
1:19:08	これは
1:19:12	ポンプ自体は 3 類ですが、これも同様にですね感震計感震計が、
1:19:20	当地震を感知して遮断すると。
1:19:28	構造になってますが、そうしますとこの、この場合はちょっと作動ターンの
1:19:34	耐震重要度分類の考え方なんです、作動ターンのでこれ電源落とす部分。
1:19:40	遮断する部分ですけど、この部分も種類になってない。
1:19:45	今回求められてる感震計と連動させて遮断するという機能が
1:19:52	当発揮できないのではないかと。
1:19:55	というふうに考えますがこれはどうなんだろうということ。これちょっと 私許可の、
1:20:02	どうなってんのかなというふうに
1:20:04	見たんですが、
1:20:09	送水ポンプの自動停止装置と浄水送水用の緊急遮断弁それぞれ
1:20:15	3 類なんです、注がついてですね注がついて、
1:20:21	浄水送水用、緊急遮断弁だけは、
1:20:28	上位の
1:20:29	ような記載があるんですが、特にこっちの方。
1:20:36	物だったかなと両方には必ずしもふれてなかったんで、
1:20:41	これちょっと仏どういう考え方をとったのかちょっと経緯があるかと思いま すんでちょっとあわせてちょっと確認していただいて、
1:20:48	回答をお願いしたいと思います。
1:20:54	ちょっとこれで見ますと、ちょっとすみませんたびたびちょっと男性島の前高知 ましたが、お願いします。
1:21:06	原子燃料工業上村でございます。最後の御質問の件でございます送水ポンプ 自動停止装置機構の 3 類の耐震重要度分類のところでございますけれども、 もともと今回その耐震
1:21:20	送水ポンプ自動停止装置機構ですね。こちらのほうはですね、関心系と連動 をして完新統が I 類となっておりますので、もともとこの感震計自体はですね、 カ年生活の緊急遮断弁とも連動しております、どちらかという、こちらとの
1:21:39	登用をしているという格好になってございますので、加振機を 1 ページにさせ ていただいておりますのはこういった緊急遮断弁、これは事業許可のほうにも記載

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	をさせていただいてますけれども、緊急遮断弁のガスの緊急遮断弁に合わせて一類と。
1:21:57	しているという経緯になってございますね。一方で耐震管送水ポンプ、
1:22:03	この装置の自動停止装置がですねこちらのほうについては事業許可の通り3類ということになりますので、もともとの要求としては送水ポンプの観点から言えば本来感震計も錆びてよいというところなんですけれども、今回、カ年生活の
1:22:20	連動というところで海進計の配置になっているというところがございますので、基本的に送水ポンプ自動停止装置のほうは一類まで引き上げる必要はないというふうに我々は理解しておりますね。一応感震計と時送水ポンプ自動停止装置の関係でございます。
1:22:40	けれども、基本的には送水ポンプ停止装置のほうが感震計から信号一方的に受ける側の作りになってございますので、仮に送水ポンプ停止装置が先にその一つ、
1:22:53	としても乾式自体の機能には特にはっきり的影響を及ぼさないというところがございますので、お互い上位はっきりという形で耐震重要度分類をそろえる必要はないかなというふうに考えてございます。以上です。
1:23:10	規制庁の吉村です。
1:23:14	それぞれの位置付けはわかりましたがちょっと感震計と連動させてる意味がないのかなというふうに今、
1:23:20	思いましたがちょっとその辺の経緯含めて、書面の方でちょっと記載してもう一度説明をお願いします。ちょっとそれを見させていただきたいと思います。
1:23:34	ちょっとちょっと続けます。同じく附属書類3-3で、
1:23:40	これは配管系に関する基本方針書でちょっとこれ、以前ちょっと質問させてもらったかもしれませんが、
1:23:50	今ついて標準支持間隔表っていうのはおそらく配管図だけ自体での標準支持間隔表だと思いますこれに例えば本材がついた場合とか、もう一つですね散水版がついてる係数。
1:24:04	ちょっと見受けられるんですがこういったものではちょっと重要変わると思いますので、こういったものがあるのかなのかっていうのと、あとは表がもし
1:24:14	どういうときにどういうものに対して適用してんのかということを説明してますこれもらいたいと思いますこれ書面で回答いただければと思います。
1:24:24	それからもうもう1点ちょっと続けさせていただきますが、これ附属書類の4なんですけど、
1:24:30	これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:34	3335 ページ 2、いわゆる表-4 に屋外に寿都設置する配管について、
1:24:42	ということで、
1:24:46	いわゆる美術周術基準適合説明書での評価対象っていう
1:24:52	ものに対応しているものというふうに私は理解してまたその中で、
1:24:57	説明書のほうにあってここにはないっていうのは緊急遮断弁の冷却水が
1:25:01	こん中に含まれてないような気がしたんですが、これ確認していただきたいと 思います。
1:25:09	あともう一つ
1:25:11	例えば溢水対策の問題で、
1:25:15	例えば情勢
1:25:17	雨水溢水の防止という意味で、いわゆる
1:25:21	浄水送水用緊急的に停止するというので一類の支持間隔が求められてるも ので浄水送水を緊急遮断弁というのが、
1:25:32	あるんですが、
1:25:35	これが竜巻評価に含まれてないっていうないっていう理由について説明をして ください。これも、
1:25:42	書面で回答していただければと思います。
1:25:46	ちょっと非常に 2 点ですがこれについて何かあればお願いします。
1:25:59	原子燃料工業のカノメでございます。2 番目のご質問につきましては前半部分 の緊急遮断弁冷却水につきましては、こちら核燃料物質取り扱う連続焼結炉 ナンバー2-1 の附帯設備として、
1:26:16	耐震重要度一類ということもありまして竜巻に耐える本部設計としております ので、そちらの評価につきまして、御指摘の通り
1:26:27	空力薄い説明書のほうでの評価対象にちょっと燃えてしまっていましたので、
1:26:34	いたということがございました。後半のですね、一方、後半の
1:26:41	要するに送水と緊急遮断弁
1:26:44	2 につきましては、こちら
1:26:48	外部衝撃によって、この機器の
1:26:51	国庫この機器自体の損傷かですね、
1:26:56	加工施設の安全性を損なうものではないというところから、そういった設備とし て整理してございます。そういったもので後日書面にて回答させていただき たいと思います。以上です。
1:27:13	じゃあその辺のほうで回答をよろしくお願いします。
1:27:18	ちょっと続けさせていただきます。次は
1:27:23	総務省

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:26	6点ほどあるんですけど、これはすべて附属書類の14で、
1:27:32	いわゆる先行使用する施設への波及的影響っていうのが附属書類の
1:27:37	14にあります。そこに関して数点、今から6点ほどですか。
1:27:44	ちょっと指摘させていただきます。
1:27:47	これはですね
1:27:51	前回の回答の中にですね
1:27:56	この0719、7月19日の回答の
1:28:01	16ページの9行目ってところにあるんですけど、あるんですけど。
1:28:04	これ可燃性ガス配管については、短浅部から連続
1:28:10	焼結炉ナンバーワンまでの区間を撤去するって書いてあるんですけど。
1:28:15	2199、今回つけてありますんで1199の公判施設。
1:28:22	設備の、例えば閉止措置充填2199ページにあるんですが、
1:28:27	これは単に既設配管設工認対象外ですという書いてあるだけで、
1:28:33	あとほかのところにも当該部分が閉止措置により隔離するという記載が、
1:28:42	特に見当たらないので、そういう
1:28:45	確認できませんでしたのでちょっと撤去する部分については、
1:28:49	明確に開始していただきたいと思います。
1:28:53	それとこの配管を撤去した。
1:28:58	あとですね。
1:29:00	当然鋼板設備の申請っていうのがあるんですけどその時にこの
1:29:06	可燃性ガスの供給っていうのはどうされるのかってキューブ撤去の復旧する のかそれとも別にラインを作るのか、どっどんに考えているのか説明いた きたいと思います。
1:29:20	それから2点目ですが、
1:29:24	3は図面上の問題です戦前604ページの図の4というところに、
1:29:30	可燃性ガスの配管について
1:29:36	切離し箇所。
1:29:38	現時点の4月でどっかで切って、
1:29:42	切り離すかっていうのはわかるんですが、今回修正させて前半で申請されて、 新先行施設との関係が、
1:29:52	ちょっとわからないので、こういった図面の図面でちょっと図面上なんです が、先行申請となる、例えば緊急設備の遮断弁とか、
1:30:03	連続焼結炉ナンバー2-1への供給ラインも供給対応ちょっとあわせて、
1:30:09	書いていただきたいと思います。これは何故かっていうと、今回の平地区場所 が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:15	あと先行施設に影響ないかっていうのをちょっと確認したいので、そういったものを図面に入れていただきたいと思います。
1:30:25	それから
1:30:28	同じような内容になりますが、
1:30:31	循環水冷却水配管とかガス配管についても、やはり先行施設数への供給ラインがどっか取っ分岐してるのはどっから送ってるのかっていうのがわかるようにしていただきたいのと、
1:30:46	それカラー狂わはもう循環水代以外も
1:30:50	それから全般的なんですけどさっきの重複になりますが、申請対象の有無。
1:30:57	この部分が撤去するのかわからないのかというのが図面上わかるようにしていただきたいと思います。
1:31:07	一括回答指摘事項だけ先に続けます。
1:31:16	これは気体廃棄設備の系統5っていういわゆる局所排気系統のところの交換申請発債当設備等の切り離し箇所を対象設備は一覧で出ますが、切り離し箇所がどこなのかという位置がちょっとわからないのってこれ
1:31:34	お願いしたと思うんですが、これ本文とか添付に具体的にどの位置で停止措置を行っているのかわかりませんので、わかるように説明していただきたいと思います。
1:31:46	それから続けます。
1:31:51	これは図面記載上の問題で3604ページの排水配管の第1廃液の処理設備配管、
1:32:00	のほうをちょっと閉止箇所の部分が非常に図面上不鮮明になってますので、
1:32:06	明確にして記載して欲しいのとそれとこの図別の図面では分かれてるんですが、この図面上の巡回循環冷却水と上水が因果識別できないので、これはちょっと二つ識別できるような記載でお願いしたいと思います。
1:32:25	それから、
1:32:27	この部分の最後の確認事項ですが、3591ページに、
1:32:35	搬送設備、
1:32:39	前半昭一というところで前半設備の發揮。
1:32:45	波及的影響の搬送設備っていうのも、
1:32:48	そんな図2の3601ページに、
1:32:53	一部一部だけなんですけど阪神整理案の中に、
1:32:58	粉末缶台車とペレット保管莫大者のレールが
1:33:06	いわゆる全部申請の設備が広範審査のエリアに入ってる部分があります。これは影響がないようにするという回答はいただいているんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:17	これ、
1:33:18	具体的にですね、このよりこだけ議案の中に入ってますので、大シャ-
1:33:25	もうとして大事なので、例えば物理的な閉止措置を
1:33:31	行うのかどうか、ちょっと対策について説明をお願いします。
1:33:38	それから図面上の、これちょっとしてきたんですが、
1:33:44	前半申請とこ鋼板申請のエリアを、
1:33:48	説明した図が本文では多分 855 ページにあるのとそれが添付MWで 3601 ページにそれぞれ同じ部分を示した。
1:34:01	登用エリアつがあるんですが、
1:34:04	特に先行施設との境界になると、
1:34:09	2-1 ペレット室の
1:34:11	ちょうどページグレーデッド保管場所が入る部分の壁面の位置とか、
1:34:16	レールたんの位置ですね、それがちょっとこれ以外にも、
1:34:21	先ほどの
1:34:25	粉末缶台車型多分入るところの
1:34:29	Tallのを、
1:34:32	主要ですね、レベルが途中で切れたものがあったりとか、きれてなかったりとか、ちょっと図面が違うように見えるんですがちょっとこれどちらが正しい図なのか確認していただいて、
1:34:43	ちょっと統一図っていただきたいと思います。
1:34:46	先行すると附属書 20 円に関する確認事項は以上です。ここで何かお願いします。あれば、
1:34:57	原子燃料工業上村でございます。
1:35:00	一番最初にご質問いただきました件ですねちょっとまた別途ちょっときちんと書面にて御回答させていただきますけれども、今回ご指摘が 7 月 19 日の面談の機器等に対して今回の補正等合っていないというような御指摘かと思ます。
1:35:17	で、こちらはですねちょっと経緯をちょっと御説明させし上げますと、もともとこの可燃性ガス配管ですね今 2000、3604 ページの図 4 に記載してます可燃性ガス配管でございますけれども、
1:35:33	もともと北側から可燃性ガス配管を引込んで第 2 加工棟の北側から引き込みまして、第 2-2 ペレットとしてですね、連続焼結炉ナンバー 2-1 の脇を通過して南側の面が 2-1 ペレット室まで抜けて
1:35:49	連続焼結炉ナンバーワンまで接続されていると。で、今現状の既設の状態ですと、途中でですね、連続焼結炉ナンバー 2-1 に接続されている

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ような格好になってございます。ある意味この配管が先行施設と鋼板施設へと り合っているというような状況です。
1:36:06	またこれは別途今回の申請ですね連続焼結炉がNo.2-1の改造内容として 記載させていただいておりますけれども、今回その連続焼結炉ナンバー2-1 に関しましては、連続焼結炉すいません可燃性ガスの緊急遮断って措置 入りますので、
1:36:24	配管ルートを一新しておりますして今回お示している配管ルート共用してた配 管ルートといった切断してですね、先ほどいくつかご指摘いただきました決定 いただきますけれども階段室ですね、そこを抜けて回り込むような北側に回り 込んでいくようなルートを新たに新設すると。
1:36:43	というようなルートに変更しております。
1:36:46	そういったところで代が連続焼結炉ナンバー2-1の改造を完了した時点でえ とという形で今3604ページを書かせていただいておりますけれども、その中 で閉止するといったところになってますので、
1:37:04	こういった今連続焼結炉ナンバー2-1の工事を終えますと、基本的にこの供 給ラインっていうものが、基本的には連続焼結炉No.1の属する可燃性ガス配 管の供給ラインになるということですね、我々の社内の中でもちょっといろ い議論しまして、申請書
1:37:24	立て付け通しますとここが連続焼結炉No.1の施設の一部、
1:37:30	名連続焼結炉No.1の構成機器の中に可燃性ガス配管からの今回申請した事 業許可の中にも含まれてございますけれども、そういった中でですね、
1:37:41	後半申請部分の設備に手をつけていくこととなりますので、あくまで今回の処 置は閉止するとか閉止じゃなくて済む敷設だ。
1:37:52	規程支援するということまでにとどめまして、基本的なこの部分の
1:37:59	将来的にはですね、連続焼結炉ナンバーワンの改造の最後ですね、同じよう に緊急遮断弁通しますので新たにルートを付け加える関係で、将来的にはこ の今の既設のルートが撤去されることになるわけでございますけれども、今現 時点では後半申請の一部だということで、
1:38:17	閉止の措置のみを行った状態にしておこうということで補正申請では撤去と いうところの記載はしていないというようなことが今の現状の経緯でございま す。
1:38:30	別途まとめのほうではですね今回配管が残ることになりますので、はっきり的 影響の考え方とかですね、そういったところも含めて、誤開等を正式に書面に て回答させていただきたいと思っております。以上の経緯としては以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:47	あともう一つですねご指摘いただければ先行申請の部分等の供給ラインもちょっとあわせて示していただきたいというご指摘だったと思うんですけれども、可燃性ガス配管につきましては先ほど御説明した通り、連続焼結炉ナンバー2-1からも完全に今回の事実工認の申請の工事の中で、
1:39:06	独立してしまいますので、基本的にはもうこの可燃性かつ配管自体には先行し以西の設備等共用する部分取り合いとなっている部分がございません。
1:39:16	あと循環冷却水のほうもですね連続焼結炉に関しましては、連続焼結炉ナンバーワンと連続焼結炉ナンバー2-1、こちらについては
1:39:27	その循環冷却水のルートが個別に設けられておりますので、こちらについてもとり合わないということで、今の現状の図ではですね、取り上げないということで潜航申請のラインは記載してないというところでございます。
1:39:41	はい。私から以上です。
1:39:46	規制庁の吉村です。ちょっと
1:39:50	取り上げないというところはわかりましたけども全体県庁ちょっと
1:39:55	ちょっとわかりづらいので今、御説明になった点も含めて、
1:40:00	ちょっと丁寧に説明をしていただきたいと思います。ちょっとそれを見させていただきたいと思います。
1:40:09	実は水産庁、
1:40:14	またそこにスズキ。
1:40:23	すいません。規制庁アリタですけど、ちょっと大分時間たっているので一旦ここで中断して休憩を挟んでから再開したいと思いますけどよろしいでしょうか。
1:40:34	原燃工でございます。承知いたしました。
1:40:37	規制庁アリタそれではここで一旦、6を求めて後程再開したいと思います。
	(一時中断)
0:00:00	規制庁アリタです。それでは面談再開いたします。
0:00:09	はい。
0:00:12	規制庁ヨシムラです。それでは続けたいと思います。あと数件です。
0:00:19	すみません原子燃料工業フジワラです。先ほどの最後の御質問についてですね、ちょっとお伝えしたいと思います。
0:00:29	当行阪神整理搬送の物理的な措置というご質問ございましたが、車止めといったものをではなくてですねもう少し根本的に動かないように、
0:00:44	搬送系の電源をもう落とすというように考えております。
0:00:51	以上です。
0:00:53	規制庁しまうわかりました。じゃあその旨も含めて、書面お願いします。
0:01:00	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:04	よろしいですか
0:01:10	ちょっと質問数件続けます。
0:01:13	まず1点目ですを、これは
0:01:18	ちょっと発電機室のほうに確認事項飛びますが、
0:01:24	発電機室の天井会にですね圧縮引きばパターン食うというものがあるんですが、
0:01:31	これは非常用発電
0:01:35	昨日仕様表からは特に構成機器として取り扱ってない。
0:01:40	そうですがこれ発電設備の一部というふうに見受けられましたが、
0:01:47	どういう取り扱いなのか説明をお願いします。それともう一つは、
0:01:52	これ奥がいい設備の機器としては特段竜巻評価の対象にはなっていないみたいなんですが、
0:02:00	当然これ飛来物そのものというのを飛来物にならないかの確認が必要と思いますがその辺の対象にならないのか、整定回答を、これも書面でお願いしたいと思います。
0:02:15	この二つ目です。ちょっと3件ほど感震計に関して、
0:02:20	それで特にこれは技術基準の適合性に書かれている内容になるんですが感震計に関して、
0:02:28	外部受注事象を中心とした取扱について確認させてもらいたいと思います。
0:02:34	屋外にある感震計これ今回多分追加された記載だと思うんですが、
0:02:40	例えば外部火災とか、屋外の降下火砕物、それから積雪、
0:02:47	等があるんですが、これらのものに対して損傷を受けても増える政府機構が働くっていう
0:02:55	一応記載になってます。
0:02:58	一つはこの場合ですねインタロックずー様信号せん断 1000gという
0:03:06	ありますのでそういった意味でのヘルス、
0:03:09	政府聞こうかと思いますが、これは例えば感震計の検知器本体とか、
0:03:16	制御部の損傷に対してもうこれこれでフェイルセーフ機構としてカバーされているのか。
0:03:22	説明いただきたいと思います。
0:03:26	それからこれはちょっと単純なミスだと思うんですが、単純っていうか逆に合ったあまり合って困るんですけど。
0:03:35	変更記載の部分ですねその部分に
0:03:40	御時間が数ヶ所見られますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:43	確認してください。それで修正をお願いします。例えば損傷を受けたとしてもつてのが正解だと思うんですようけ等々してもみたいな記載があるので間違いないようにしてください。
0:03:59	それから、
0:04:01	感震計のやっぱりへの外部事象に対する大手資料表を
0:04:06	の中に 1948 ページ、例えば外部火災とか積雪とか外部。
0:04:13	顔降下火砕物とか、いずれも
0:04:16	関係ないということでバーというような表記になってますが、先ほど前の質問した通りでいい。
0:04:24	これは損傷を受け受けるという前提で書かれていると理解してたんですが、
0:04:30	受けてもフェイルセーフ機構働くという対策がとられているのであれば、ここが当然損傷を受ける可能性を持って記載すべきではないかと思いますので、
0:04:41	起債含めて確認していただきたいと思います。
0:04:46	それともう 1 点ですね同じく今の感震計のうを、
0:04:51	2608 ページ等なんですが、
0:04:55	これやっぱり森林火災なんかに対してもうフェイルセーフ正副が働く。
0:05:01	というふうな記載になってるんですが、例えばですね、これ設置されている場所ってこれ第 2 加工棟のきたのかで面ですよ。これは同じところに緊急遮断弁が幾つかよ。
0:05:18	あるんですがこの緊急遮断弁の説明ではここは離隔距離が危険距離を上回るため森林火災を受けないとか言ってるんですけど。
0:05:27	おなじ位置にあるのに対応がどうしてこれ違うのかというのがについて。
0:05:33	ちょっと説明してもらいたいと思います。これは
0:05:37	自動車が取り組むような交通事故の人員とか人為事象に対してもそうですね書き方が、
0:05:43	同じ場所にあるものではこうで違いがどうしてなのかなというのがちょっと疑問に思いますので、
0:05:49	これ説明いただきたいと思います。
0:05:53	ちょっとここで一旦切ります。
0:05:59	現地への工業のワラタニでございますただいまの中のですね一番最初の発電機ポンプ等の屋上に設置してある握手空気の防火タンクなんですけれども、こちらの従前 0629-20 で、
0:06:15	回答をさせていただいているんですけどもこれは、それに対するまたサラッ 9 という形と考えるとよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:34	特に、
0:06:36	全然。
0:06:38	これも、
0:06:42	全部閉じているかを聞き直すと、そうですか。すみませんじゃあ私のほうで
0:06:49	回答いただいているのであれば、同じ内容にちょっと回答内容をちょっと説明いただけます。
0:07:01	原子燃料工業でございます、せん断ばもう一度教えてもらいます。はい。
0:07:07	Vessel工業ワラタニでございます。0629-20で、これ回答させていただいておりますが、内容的にはですね発電機等の中には、発電機室とコンプレッサ室という二つの部屋がございます、コンプレッサ室っていう部屋の中に、
0:07:25	空気圧縮機がおりまして、あそこから圧縮した空気が出てきたところを1回バッファリングしてるという形でですね発電機そのものとは関係してはございません。
0:07:36	苦情じゃなくて、
0:07:39	そう一般設備に該当いたします。今回いただきますと竜巻ですね対しては、触診等考慮してしっかり発電所の発電機の屋根にですねアンカーと固定されてございましてはF1竜巻では飛来物はないと。
0:07:59	いうところでございます。個別もし今回これももう一度まとめて回答したほうがいいんですけども回答でまとめさせていただきますけれどもいかがさせていただきますでしょうか、規制庁志村ですけどこれ例ちょっと設置して設置しないとちよつとこの文章だけを見切れないうところがもう1回ちよつと回答。
0:08:17	いただけますか。
0:08:22	承知いたしましたを文書で回答させていただきます。以上でございます。すみません。規制庁ノムラですが、ちよつと意見今のところで聞きたいんですけど、この屋外のバッファタンクっていうのは、図面で見たら屋上に。
0:08:37	何かあったような気がするんですけど、でもこれ点線で書いてあるんですけどこれどういう意味ですかね、これ中に移設したとかいう意味なんですか。
0:08:49	名CL工業ワラタニでございます
0:08:53	一応ですね
0:08:55	前回回答には書かせていただいていると思いますけども、当然屋根面に乗ってる設備一般設備ですけれども、設備としての重量を見込んで建物の耐震設計してございますので、重量物が載っていますということを示すために破線という形では書かせていただいておりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:14	安全機能を有するタンク等ではございませんという、整理してございます。以上でございます。質問に答えてないと思うんですけど私の質問は実際に上にタンクがあるんですかということなんですけど。
0:09:33	ちょっと、
0:09:35	そう。
0:09:36	或いは原子力工業ワラタニでございます炭鉱いわれの上に設置してございます。
0:09:43	規制庁ノムラです。そうすると、常にある点線というのはどういう意味なんですかね。すいません図面でちょっとすみません、ページまでとるとこなんですけど。
0:09:53	ポンプとすいません発電機とか発電機等の上に点線でバッファタンクの絵が書いてあったと思うんですけど。
0:10:00	あれはどういう意味ですかね。
0:10:06	点線の意味といった原燃工ワラタニでございます点線の意味といたしましては一般設備であってきて県域の対象の設備ではないという意味で点線で書いてございます。
0:10:19	以上でございます。規制庁ノムラでそれはどこか見ればわかればわかるのかもしれませんけど、どこかにその点線の意味するものと加工凡例で書いてなければそれを書いてください。以上です。
0:10:37	平成夫婦ワラタニでございます承知いたしましたの破線で示す、設備がですね、安全機能を有する施設マクニカ対象でないというふうな経緯が既往の図面のほうに補正で入れさせていただきたいと思います。
0:10:51	以上でございます。
0:10:56	来週でもないから、竜巻で飛んでもいいとか、っていう話なんですか。
0:11:01	以上
0:11:04	うん。
0:11:09	原子燃料工業でございますが、ちょっとノムラ様のコメントはちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。すいません今ちょっと内輪でしゃべっちゃったいやあのね何点許認可対象でない機器が竜巻で飛んでもいいのかなっていうちょっと内輪の話をし、
0:11:29	ですけども、そちらとしてはどう考えますが、イトウが認可対象じゃないけれども、きちんとつけていて飛ばないっていう説明をされたんで、そのところは今度きちんとその回答にさせていただけるっていう認識なんですけれども、間違ってますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	もう現行アリタでございますそのように回答させていただこうと思っております。
0:11:53	規制庁の野村です。了解しましたイトウ、規制庁オザワですけれども、あとあわせてですねこの
0:12:03	新しい文献を祝金なんですけどこれ何に使うのかっていうのもあわせて説明していただけますでしょうか。
0:12:15	原子力をワラタニでございます前回回答してございますが、もう一度全体整理してですね、今回あの、回答させていただけたらと思います。以上でございます。029-20 ですけども、今の使用用途についてはどこに書いてあるんですか。
0:12:39	安全機能がないっていう所判断がこの回答ではちょっとできないんですけども、
0:12:45	ほいであるとする、ここで読み取ればいいんですかね。
0:12:51	もう原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
0:13:06	減収の工業ワラタニでございます始良の主要用途ですね、具体的な収容と含めまして今回回答させていただきたいと思います。以上でございます。
0:13:19	規制庁側ですよろしくお願ひします。これが安全機能の有する施設じゃないよっていうところ疑問に思ってますんで、きちんと説明するようお願いいたします。以上です。
0:13:33	変更ワラタニでございます。承知いたしました。
0:13:36	はい。
0:13:41	規制庁ヨシムラです。それでは
0:13:46	確認続けます。次はこれは
0:13:53	書面で説明してもらえばいいので。竜巻に関して 2 件、
0:13:57	コメントします。1 点目は
0:14:01	3336 ページに屋外にある配管の表の 20 っていうところに常駐支持間隔表をウツミてるんですかこれ配管材料をしか書いてないので、抜け落ちCの確認の意味もあるんですが、表 4 のほうにこれ評価対象配管書かれてますので、
0:14:21	これと材料との対応がわかるものを添付していただきたい。この表のところに付けていただきたいと思います。
0:14:30	竜巻もう 1 点ですが、3348 ページに
0:14:36	これはF3 竜巻Bで
0:14:40	想定する第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟の損傷の程度という文章があるんですが、非常に定性的な説明がなかなかなされてるだけなので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:53	これらの飛来物が貫通したときに、ドラム缶がどうの影響を受けても問題ないという内容なんですけどその、そのときの評価の条件とか評価の結果ですね、それからどういう。
0:15:10	ものをもって判定基準してんのか、概要で結構ですのでこのところにもう少し説明を付け加えていただきたいと思います。
0:15:22	これは今の意見は書面で回答をお願いします。
0:15:29	原子燃料工業の藤原です。さっき後の方の御質問の件ですが竜巻のドラム缶の影響ですね。
0:15:40	ちょっと確認させていただきたいんですけどもともとですねこの附属資料の基本方針書の竜巻のところについてはですね、3時4時にも各建物に対して同じような記載しております、もともとこの部分については事業許可の中で評価しております、
0:15:59	その設工認の申請のたびに各建物への損傷の度合いというものをきちっと記載するようにということで今記載しております。
0:16:09	この例えば収納物といったものについてはですね、建物とか、そういったものとまた別ですので、特に記載していないと許可の中で記載しているところで34時北わけなんですけど、今のこの附属設置資料に追加というのは何かあくまでも回答として、
0:16:29	ドラム缶がどのようになるかというのを
0:16:33	基礎は
0:16:36	回答して欲しいということでよろしいですか。この回答にだけということでもいいですかね。
0:16:51	規制庁の吉村です。1で該当箇所を確認もう1回してるんですけど。
0:16:57	3348ページにその内容の記載が数量をコメントで書かれてる。
0:17:07	ところですよこここのところの
0:17:13	ドーン文書だけで書かれてるんですけど、保守的にすべての会のドラム缶が直接的にまた仮設永久的に受けることはないとするという締め言葉になりますが、
0:17:27	こここのところが、
0:17:31	許可でその内容が書かれてるんであればそここのところを利用していただくような、その指定の部分がどこかというのを指摘していただければいいと思いますが、
0:17:41	できれば簡単にここを
0:17:44	こういう条件でやってこうだということも補足していただきたいという私の期待という意味での質問です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:02	はい。
0:18:07	そう程度ちょっと参事とかいうとか、ちょっと差異が出るんですがそういう記載を追記します。はい。以上です。
0:18:23	時通知をします。そこをお願いします。
0:18:27	採用私の質問書最後なんですが、これも2件。
0:18:33	あります。
0:18:34	これは添付書類のIで許可との対応をですね許可と今回の設工認申請等の対応に関する説明書
0:18:44	意見があります。
0:18:48	意見私説明しますが、特に1点目ですねもしこれ答えがあるのであれば今ちょっと説明していただいてもいいんですが、いただければと思いますが、
0:18:58	あと添付書類の位置で、これは
0:19:02	いわゆる
0:19:05	許可等の比較表があってその中で添付1別表1-7残っておりますよね、7-5で。
0:19:15	上位の耐震上、重要度分類の建物構築物と一体で設計する場合のいわゆる設計方法に関する要求額の7-5なんですが、
0:19:25	そこの備考欄2ポンプ等は第2棟で評価していると。
0:19:32	車から問題ないというような記載ちゅう備考があるんですが、
0:19:38	本文を見る限りはその資料表にそのような記載は、
0:19:45	ちょっと脈見受けられない。
0:19:47	それと、具体的に関心に関する考え方は6.1のb-1使用表見ればわかるんですが、これは、
0:19:56	当波及的影響防止を防止するためのいわゆる2ルート3類なんで、来使うンションで構造別構造にするって書いてあるんですね。
0:20:06	この統一、この方針等を
0:20:10	この7-5の一体の場合には上位で設計するポンプ等はそれで設計してるか問題ないってことと、
0:20:19	設計方針が一致しないんですが、これはどう、どうというふうに考えてるのかちょっと確認して説明いただきたいと思います。
0:20:28	ちょっともう1件御説明しますが、ちょっとそのあともし回答があればお願いします。
0:20:33	最後の質問で、同じく、
0:20:37	これはちょっと書き方の問題なんですが、
0:20:40	添付書類1の2400例えば33ページ以降耐震に関して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	各項目別にずっとなど 15 とか 1067 と書いてあるんですが、
0:20:52	例えば 7-15 とか 7-17 っていうのが、これ耐震重要度分類第 1 類の設備機器に対する
0:21:01	許可の要求事項なんですね。
0:21:03	ところがの備考欄見ると、2 類 3 年の設備の説明が書いてあるんですね、これ。
0:21:10	同じような記載これコピーしているところもあるんで、ちょっと
0:21:14	内容をよく確認してからですねこれ書いていただきたいと思います。無駄なちょつとことが書いてあるような気がしますので、もう一度よく確認して記載してください。以上です。
0:21:30	いや、原子燃料工業ワラタニでございます。一つ目、いただきました御質問ですね、こちらも
0:21:38	補足資料というか、(2)ですね 0629-17。
0:21:43	そのですね、
0:21:47	方で回答させていただいてはいたんですけども、基本的に考え方といたしましては、許可に記載の内容ですね、上回っ許可基準規則に同じなんですけれども、上位の分類の建物構築物といったように設計することが必要な場合と、
0:22:07	は上位の分類の設計をしますということを書かせていただいておりますパスへ一体で設計することが必要か否かに関しましては、地上部分においてですね構造的に円が切ることができるかできないかという形で、
0:22:24	考えておまして、今回の場合は地上部分ですねエキスパンションジョイント設けることが設けてもそれぞれの建物に支障がないということでエキスパンションジョイント設けるというふうにしておまして、そういうことで、一体とする設計する必要はないというふうに考えてございます。
0:22:45	ただですね地下部分に関しましては
0:22:50	御指摘の 06、
0:22:53	29 のほうで御指摘いただいておりますように一部繋がっている部分がございます合成はちっちゃいんですけど繋がっている部分がございます。そういう意味でですね、地面そのものが 2 類相当の地震で揺れたときに、発電機イトウは 2 類で設計してございますけれどもポンプ等は 3 類だと。
0:23:10	エキスパンションジョイント整うクリアランスを超えて壊れるとかですね損傷することがあればあたって地上部分で当たってしまって、力を伝達するので波及的影響があるというふうになってしまうんですけども、想定に関しまして、2 類相当の地震で計算してですね、ご協力を超える部分がないこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:30	確認しておりますという意味ですね、2類で安全性を確認しております出かけるはよかったのかなと思いますけれども、2類で評価しているというふうな記載がですね今の所適切ではないと思いますので、そのあたりもう少しきちっと記載させていただきたいと思います。今のものです。
0:23:50	また書面でもう一度回答させていただきたいと思います。以上でございます。
0:23:57	原子燃料工業の梶です。2点目につきまして
0:24:02	7-10号と7-17の記載内容は耐震重要度分類。
0:24:10	一類の設備機器に対する要望事項であろうかというところに関しまして、7-10号につきましては、耐震重要度分類第1類の設備機器に対する要求事項でありますので、備考欄にそれと障防法関る。
0:24:29	内容について、中身、ちょっと確認いたします。デイトナの17につきましては、耐震重要度分類一類の
0:24:43	に与える
0:24:45	1.0Gですね、それだけではなくてですね、
0:24:50	一類には何時にしているには何時3類には何時と全体通してすべてんについて書いてますので、備考欄についてもにる3類の設備に対しての内容も入れていると。
0:25:06	いう整理をしております。ご指摘あります通り内容をもう一度再確認いたしまして、適切なふうにしたいと思います。以上です。
0:25:20	二つ目の内容がよくわかるちょっといい。
0:25:25	一つ目ちょっともう一度よくわかんないところがあるので確認させてください。
0:25:30	規制庁ノムラです1点目に関して後確認の現状の確認なんですけど。
0:25:36	2431ページの7-5というところで、ポンプ等は代入の地震力で評価しても問題ないことを確認してるっていうんですけど、これはそうするとスリットが入っていた状態でもポンプ等単独で2類の地震力でも問題ないっていうことを意味してるんですかね。
0:25:59	厳正でこ工業ワラタニでございますそれぞれ薬と入った状態でそれぞれの建物に2類の地震力をさせて問題がないということを確認してございます。以上でございます。規制庁ノムラれたそうするとスリット入れた理由っていうのは何ですかね。
0:26:24	原燃工ワラタニでございます
0:26:27	当時ですね小さな■■■■ぐらいのスリット部しか入ってございませんでしたですね、それぞれですね地上部分で変形量を考慮した上で、十分な演技ができるようにということで今回その■■■■のはつりと■■■■に大きくしたいとそれは保守性を持って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:47	構造的な縁切りをしたいということで今回エキスパンションジョイントの設置を申請してございます。以上でございます。
0:26:55	経常ノムラ嘘えーとですねちょっとページすぐには出ないんですけど、発電機ポンプの仕様ですね 1836 ページ以下にはですね改造工事の内容で来スパンジョイントの設置とあるんですね、その拡幅とかそういうことはないんですよ。
0:27:13	これ非常に紛らわしいんで、そうすると主要表をちょっと表示、表示というか表敬ほぼ
0:27:18	変えて欲しいなっていうのがあるのと、
0:27:23	スリット拡幅する意味もよくわからないんですけど、その 25 ミリだとショートしちゃうとかですね、地震時にぶつかるとか、その影響があるとかいう判断をしたんですかね。
0:27:43	Vessel工業ワラタニでございます。従前のあれスリットでですね、衝突するものではない。
0:27:53	と思います。すいませんその辺も含めまして、
0:27:57	基本方針を書いてあったと思うんですけども、一度書類の方ですね、確認した上で書面で回答させていただければと思います。
0:28:08	規制庁、川ですはい。少なくともこの仕様表にあるのは全くのさらなる壁を二つに切るっていうふうにはしか読めないんで、これはどう考えても公開される表現なので、適切かというか、適切な表現をお願いします。
0:28:28	Vessel工業ワラタニでございます。承知いたしました。
0:28:38	ヨシムラです。私の確認は事項は以上です。この後ちょっとまた別のものが続けます。
0:28:47	はい。規制庁アリタです。ではまず私のほうから放射線管理施設の関係で、
0:28:55	6 件、通所きますので、後日書面で回答をお願いします。
0:29:00	一つ目、申請書 1768 ページ。
0:29:06	この流しっていうのがあると思うんですけど、これは第 1 種管理区域のシャワーとか手洗いする流しに当たりますので、当然汚染されたもので補正された排水が流れて移行するありますので技術的技術基準規則第 20 条第 5 項、
0:29:26	液体状の放射性廃棄物の廃棄設備等に該当するものではないかと思ます。
0:29:32	いう使用料にはその辺の記載がないんでちょっとそこの記載をお願いします。あと、この流しから出た水がちょっとどこにナガイていくのか多分廃液処理能力からと思うんでちょっと読み取れないんで、これもちょっと書面で回答をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	二つ目の線の 172 ページの気象観測装置、これの仕様表なんですか。所地盤地震外部衝撃について記載がないんですが、この装置ってこれ
0:30:01	建物の屋上とか外につけているはずなんでこれ外部その外部事象の影響あるかと思うんですけど、その、それから内容について説明をお願いします。三つ目、1791 ページには休みファイアー括弧管理区域内核廃棄工程やつなんですが、
0:30:22	これポンプと本体それぞれ複数あるようなんですがこれそれぞれどのように継続されているのか、名なシルトからシリンジ説明をお願いします。
0:30:34	続きまして、1975 ページのこれ配置図なんですが、この図を見ると、個々の設備のうち、
0:30:44	屋内に設置している警報集中表示盤とか第 1 加工棟のテーマをグラウンドカウンタとか気象観測装置の表示盤、そういったものが建物のどこにあるかっていうのはさしていると思うんですけど、具体的にどこの部屋かってのが、
0:31:02	ちょっとはっきりしないので一度そこも明確にするようにお願いします。
0:31:08	続きまして、1806 頁ガンマ線エリアモニタの系統図で、これは系検出器が三つあるのですが、これは警報の発報の条件としてはこれをは条件で作動するというでいいんでしょうか。それがはっきり読み取れないので、
0:31:25	記載をお願いします。
0:31:28	放射線管理施設管理で最後なんですが、2868 ページと 69 ページにハンド懐そのモニターの非常用電源とバッテリーについての説明があると思うんですけど、それによると、入退域が多い第 2 加工棟のみ
0:31:47	非常用電源をつけるという話になってるんですが、これ、仮にその第 1 項バックハンドふっとこそモニターがある第 1 廃棄物貯蔵棟もそこに文字停電に出入りするってなった場合当然バック
0:32:03	ファンド懐そのものには使えないと思うんで、その場合で出入りするの、これ向けの説明をお願いします。
0:32:10	放射線管理施設関係を以上です。
0:32:21	原子燃料工業の亀井でございます。ただいまのご質問について幾つかまず流しについてですが、こちらご指摘の通り廃液処理設備のほうに繋がって、
0:32:37	要るものですので、事業許可のほうで出入り管理室の近くに設けるとしました除染設備、
0:32:46	の一つとして整理してございますので、放射線管理施設と言う部分で
0:32:54	申請しておりますので、実際にはですね退出時の手洗い水とかが流れるものですので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:04	汚染して汚染した水ではないと取り扱ったものではないということを考えております。
0:33:13	その他の
0:33:17	あと、線エリアモニターについてですが検出器が三つと、
0:33:24	一方、三つに分けて示しておりますがそれぞれ建物ごとに
0:33:30	管理番号を取って分けているものでありましてそれぞれについて検出器、
0:33:34	さらに何台か。
0:33:36	まとめて一つ。
0:33:38	意思決定を一つの管理番号で建物ごとに管理してるというものになってございます。それらは負わ条件で
0:33:50	何といたしますか
0:33:53	複数でまとめて
0:33:55	一つの四角で示してるんですがその中にある。
0:33:59	1台1台すべてor条件で作動するものでありますそういったことをわかるように、他のご質問に対して含めまして後日書面で回答したいと思います。
0:34:15	以上です。
0:34:24	すみません、アリタですけど
0:34:27	最初にあったんだ名がCの方の避難ですがこれで第1種管理区域に入って戻ってきたとの手洗い水で1週間にての汚染の恐れはある広域なわけですから、もう現実にあるかないかベースとして当然その手洗い水っていうのも汚染の恐れもある。
0:34:45	整理で、当然それも一般的な下水道促してだめだと思んですけど貯槽そういう認識でよろしいですかね。
0:35:02	原子燃料工業のカノメでございます。失礼いたしました説明不足いたしました、この流しの
0:35:09	接続されているところは
0:35:12	来液体のは廃棄施設に繋がっております、処理されてから施設外には排水されるものとなっております。
0:35:24	規制庁おりとる数、それであれば結局、技術基準の第20条第5号に汚染されてる。
0:35:36	液位と汚染されていない液位高購入するとか、そういった情報があったと思うんで、今日それに関わるその設計についてもうちょっと費用に書くべきではないかと、今後の連中その辺も検討して回答をね、後日回答お願いします。
0:35:56	整理し、原子燃料工業の金山でございます。いただいた後から御指摘受けまして、整理して回答したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:09	はい。規制庁割れてるそれお願いします。続いて気体廃棄設備の関係で 4. お伝えします。一つ目補正申請の 1243 ページ。
0:36:23	これなんですがこのANSリファアのサンプリングコートダストモニタのサンプリング孔っていうのがあると思うんですがこの位置関係が同じく申請書の 1238 ページを系統図と言わ上流下流の価格が逆になっているんで一度これ統一するようお願いします。
0:36:42	二つ目ですが、同じく申請漂流 1290 ページにある起動時インターロックとあと 1296 ページ以降にある
0:36:54	ダンパー街道異常時インターロックこれ 2 種類のインターロックなんです、これいずれも
0:37:03	局所排気の排風機が作動すると思うんですけど、これ、仮にその排風機を起動する場合には、
0:37:12	起動ボタンを操作した後、今言った起動時インターロック等ダンパ開度異常時インターロック、これ両方が作動するっていうことでよろしいのでしょうか。
0:37:25	はい。続きまして、
0:37:29	申請書の 1298 ページの室内負圧異常インターロック手厚い本音なんです、図の中に 6048 差をつけていう検出さんの機会があるかと思います。
0:37:42	これなんかまさに多様なやつで 1285 ページにお声差圧計 1 補助また別の警報の
0:37:50	負圧異常の警報の作業だと思うんですけど、ここに 1285 ページをさは月 1 っていうのはってこれ位置関係からすると、これ
0:38:02	同じものを冊子のように見えるんですかそういう箇所でもよろしいでしょうか。あと仮にそのえーっと負圧除インターロックの計 13 が
0:38:11	差圧計 1 だった場合応札 K1 介護な英語って複数ある中での位置を室の負圧除インターロック研修 3 として選んだ。その根拠というのを教えてください。あとこれどういうことが他の
0:38:30	気体廃棄の系統にもいえると思いますので、ちょっとその辺を全体的に整理し説明をお願いします。
0:38:37	最後に申請書の 1395 ページですが、この図の下のほうの検出タンに系統 34 って書いていると思うんですけどこれ系統を七、八の説明図なんでこれ多分誤記だと思います。
0:38:52	時て排気関係は以上です。
0:38:58	原子燃料工業カメラでございます。一番最初の御質問の御指摘の件ですね、S2 ファンドサンプリングコートダストモニターのサンプリング孔の 1 が系統図と口頭あのダクトの平面図のほうでちょっと入れ子になっていると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:14	<p>というような御指摘でございますけれども、ちょっと事実からちょっと御説明いたしますと、基本的にはサンプリング坑ですね安リファードアストモニタともにですね排風機から出てきたものを排気塔に排出するまでの間にサンプリングするというので、実態的にはどちらでも、</p>
0:39:32	<p>順番としては問題ないというところがございますので、実際の位置関係からするとですねなかなかちょっと上流下流はちょっと君決めづらい位置関係にありまして、具体的には排風機からですねダクトが直上に鉛直に立ち昇ってですね。</p>
0:39:49	<p>折れ曲がっていくっていうルートになるんですけども、その折れ曲がり正樹の部分ですね、ちょっとダクトといたいいいまして</p>
0:39:58	<p>なんて言うんですかね一応それなりに幅を持ってるものになっていますから、明確に</p>
0:40:05	<p>700mmとか 800mmぐらいある角ダクトの幅のうちの</p>
0:40:12	<p>ちょっとそれに数十mmの配管が二つ続いているっていうところで、位置的にはもうほぼ同一位置というところが実態でございます。ただいずれにしました御指摘の通りですねちょっと系統図と、</p>
0:40:29	<p>平面図のほうでですねちょっと順番がちょっと入れかわっているのはよろしくないというところがございますのでちょっと出し方も含めてですね、改めてちょっと検討させて御回答を補正のほうに</p>
0:40:43	<p>修正するというところで対応したいと思っています。</p>
0:40:47	<p>あと二つ三つ目のインタロック関係のご質問ですけども一つ目のダンパ開度以上のインターロックのほうに関しましてご理解の通りで両方起動するというようなものでございます。</p>
0:41:00	<p>二つ目のインターロックですね差圧計のインタロックですけどもこちらはご理解の通りHのものが検出したの扱いになっております。何でHかというところの理由についてでございますけれども、基本的には負圧異常のインターロックに関しましては、</p>
0:41:19	<p>加工施設全体加工して全体といいますか今回は系統 12 号同部分の指摘でございますけれども系と 12 号、全体の第 1 種管理区域の室内が制圧にならないようにというところで最終的な閉じ込めを担保するための</p>
0:41:37	<p>印可 6 になってございます。なので部屋が幾つか分かれておりまして、はい機構もそれぞれ部屋ごとにですね二つへ置い見て監視をしているんですけども、基本的にその制圧になるような最大の以上のようになるような場合っていうのは基本的にはもう排風機が</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:56	以上停止した場合とかですね、比較的全域に及ぶようなイベントが起きた場合にそういった正圧の恐れがあるというところの考えになりますので、基本的には一番広い面積を持っている。第2-1、今回の場合ですと第2-1ペレット室の
0:42:14	負圧計、これで排風機が停止した場合には正圧にならないように救急止めるというようなインターロックの考え方というふうにしてございます。こちらのほうをちょっと申しもう少しですね、きちんと丁寧に書面にして回答させて差し上げたいと思います。以上です。
0:42:35	窮状あり規制庁アリタですけど、1校のみのサンプリング孔内っていうのは要は図面上は上流下流ってなってますけど、実態としてはほぼ横並びついているような、そういう形になってるっていう、そういうことなんですけど、
0:42:51	はい、言語化による出せます御理解の通りでございます。ちょっとあの位置関係としても先ほどご説明の通り、あまり順番は関係なくてですね、排風器から排気塔まで出て行く間、途中でダンパーございますけれども、その間でサンプリングしてるっていうことが大事だという所としての位置としては、
0:43:10	そこなんですけれども順番としてはあまり機能的には影響ないところでございます。
0:43:17	規制庁荒れてるそれを起こしました。都市これ最後社員廃液処理設備困窮で
0:43:24	7点、確認ですが、一つ目 989 ページのLOCA水槽ナンバーワン。
0:43:32	材料一丸なんですけどここに液面高検知器っていうのがあったの。
0:43:38	括弧設置駅部っていうのがこれの材料があると思うんですか。本内容だけはちょっと不燃難燃がはっきりしないのもうちょっとあと具体的な材料名とあと難燃性なのかっていう、そのちょっと説明を追加するようお願いいたします。
0:43:54	二つ目の基線 7 ページから 12 ページに書いている分析廃液処理設備っていうグループなんですけど、このグループにはこれ反応相当ろ過水貯槽で二つ設備がございます。これことまずその反応槽で凝集物を凝集沈殿するのはわかるんですけど、
0:44:14	クロカワこれどっちの設備でやってるんでしょうか。ただその使用競合廃棄施設の欄見ると凝集沈殿の色彩はあるんですけどこれ純度ろ過してるはずなんでそこのもちゃんと記載するようにお願いします。
0:44:29	三つ目ですが、1013 ページの分析廃液処理設備スラッジ乾燥機、あと 1048 ページの第 2 廃液処理スペーススラッジ乾燥機、これらなんですけど、これも結局そのスラッジっていうのも固体廃棄物を
0:44:47	中に入れて乾燥するわけなんですけど閉じ込み機能というのが何かあると思うんですけど、こちらその記載がないのはなぜでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:55	四つめ 1047 ページの加圧脱水機、この設備も凝集沈殿してウランを分離するもんだと思うんですけどこれは方法としてはLOCAによって分離する措置を当時よろしいでしょうか。
0:45:13	続きまして五つ目ですが、1054 ページの復水槽No.1 度かあと幾つかあったと思うんですけど、供給液面に供給口を液面に接触しない設計としているっていう
0:45:29	設計だと思うんですけど、現状不成立刺青ならそれが読み取れないので、供給高の 1 と想定される最大スズキそれをちゃんと図で示すようにお願いします。
0:45:41	続きまして、申請書の 1425 ページと 2428 ページの配置図でこれ設備の配置が書いてると思うんですけどこれず注入ちようど部屋名が書いていないんですよ。ちょっと他のページを貼ってくればもわからなくはないんですけども、ちょっとわかりにくいので、
0:46:01	日雨を確認をお願いします。
0:46:05	さようですが申請書の 3378 ページ。
0:46:12	の説明で
0:46:14	第 2 廃液処理設備沈殿槽のNo.1No.2 については、ノフロー配管による下流移送されるの時期以降検知が不要であるというふうに説明がございしますが、これ仮に溢れてしまった場合十分に沈殿しなかったウランが、
0:46:32	これらの一部はその下流に流水低くしていくんじゃないかと思います。そういった現象は起こり得ないのか、或いは仮に起こっても別の方法できっちり除去できるのかとかその辺の説明をお願いします。
0:46:46	私からは以上です。
0:46:59	原子燃料工業の沢田でございます。
0:47:02	液面高検診の材料なんですけども、 XXXXXXXXXX を使っておりますので難燃性ではありません。
0:47:10	二つ目、反応度とかSWISS追徴粗度茶色か行ってるかですけども、これろ過水貯槽の上部にろ過をする
0:47:21	上がります。そこを沈殿物を同時にそこでLOCA横風という
0:47:27	設備となっております。
0:47:29	そうですね。
0:47:31	は、
0:47:34	スラッジ乾燥機、の閉じ込め機能なんですけども、
0:47:41	放射それこれ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:44	配布に関しては閉じ込めは特にないということで書いていなかったんですけども固体廃棄物に関する閉じ込め機能ということで記載をしたいと。
0:47:56	思います。
0:47:58	あと
0:48:01	加圧脱水機の録画による凝集沈殿Transverseこれも一応、
0:48:08	現に当社LOCAなります。加圧脱水機の中に袋状のものがありましてそこに
0:48:14	スラッチ置いてそこを加圧していくとその工場も水が通過しての中にスラッチ側のこうという、それでろ過をするという機能であります。
0:48:26	はい。これ以上です。
0:48:59	ちなみになんですけどこれ可燃性だとすると仕様表に超えてる不用の主構造材を不燃または難燃にするっていうのとちょっとそこが出ちゃうんですよ。込ま考え方としては例えばもう設備中に入っているか、火災の影響がないとか、いろいろ考え方あると思うんですけど。
0:49:19	一応そのか人でも問題ないということも設定値説明するのではします。
0:49:24	ありましてそのあたり、あわせて記載したいと思います。
0:49:29	はい。
0:49:33	はい。以上です。
0:49:38	はい。
0:49:40	はい。
0:49:44	はい、原子力制庁の専門検査部門ナガイです。私の方から今日ですね検査関係について確認したいんですが、それはですね、
0:50:01	あと、
0:50:02	性能検査のに関わるところですね 2002 に 2249 ページで個々のと非常用電源設備の加工施設全体の性能検査でここを確認するためにはですね、全体の
0:50:20	イノウエんで、不正の検査の前に非常用電源としての供給先である排風器ですね負圧維持するため、これのちょっとインターロックの考え方をちょっと先に
0:50:36	確認させていただいた上で最終的にこのせず、施設全体の性能の検査について確認したいと思いますんで、最初にですね、ちょっと事実関係を確認させていただきたいんですけども、
0:50:52	西縁 2160。
0:50:55	7 ページ。
0:50:58	2167 ページです。
0:51:03	ここにですね全体の非常用電源の系統図か。
0:51:08	のまとめまとめ図といいますかね、個別の系統はまたそれ以降のページにあるんですが、刷りの 11 のXIで(1)、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	両括弧 1 ですね、非常用電源設備になってますので、これ以降のですね、
0:51:29	図面がこの系統図で、
0:51:33	各非常用電源の非常用母線の
0:51:38	電圧の仕様ってどっかでわかるように書いているんでしょうか。ちょっと不明だったので、
0:51:46	電圧情報って非常に重要なので、
0:51:50	特にですね、
0:51:53	その 7 ページ、これ。
0:52:00	8 ページとかですね 2171 ページとかのトランスが入ってる。
0:52:08	ところもあるんですけど、これの電通が母線の電圧もそうですけど、変圧費であるとか、
0:52:16	凡例のところに、その記号をもTRACETrで書いてあるんですね、書いてありましたので、これは申請対象なるのであれば、基本的な仕様はわかるように記載をするように、
0:52:33	してくださいということですね。
0:52:36	それからですね
0:52:41	次にですね、非常用の負荷のうち、来背景の負荷の考えとりかたのちょっと考え方について確認したいんですけども、最初に来背景のNo.1 の
0:52:57	系統、125 それから休憩等ですね、これ幾つかの関連のページを見ないとわかんないんですが、まず 917 ページに、
0:53:13	使用表ですかね。
0:53:16	表との 2Pd設の
0:53:20	2-1 というのがありまして、その
0:53:26	9、
0:53:30	ですね、そのずっと続きでいくと 920
0:53:42	922 のですね、警報設備のところ、
0:53:48	もしくは、
0:53:51	閉じ込めのところにはあるんですけどそう排風機の起動停止インターロックっていう着眼点で見て、行ったときに、
0:54:03	えーとですね。
0:54:05	図面が
0:54:08	1238 ページ。
0:54:22	8 ページのですね、図。
0:54:25	イトウ 2p説の 2-1-1 の(1)両括弧 1、
0:54:31	まず系統図がありますので、これの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:38	イトウ
0:54:41	何といたしますかね。
0:54:45	まずありますんでこここのずっとですね先ほどのインターロックのその給排気のインターロックを見るとインターロック図がですねもう一つ、1290 ページにですね。
0:55:04	見ていただければいいんですけど。
0:55:10	これが来背景の来はい気体廃棄設備の機器系と 12 号給気系統の起動時ず起動時の数が上にありますので、確認したい点は、
0:55:26	まず、
0:55:27	これは起動時ですので、通常起動時、設計起動ボタンを操作して、先ほどの系統図の 600、6000 飛び飛び 5 番の排風機がまず起動して、そのあと同じく部屋は今の局入りが
0:55:46	先に起動して部屋排気の 6001 番と 6002 番が起動をしてそしてそのAND受け手吸気が動くという、この流れはよくわかったんですけども、これの
0:56:01	その起動条件というか、起動し、シーケンスせますか。
0:56:05	次に行く。
0:56:07	条件っていうのはどういうふうに設定しているのかっていうのがちょっとわからなかったのですが、
0:56:17	*を見ても何か事例があるんですけども、
0:56:21	どういう例えば負圧を検知してリレーが作動するのか、そののところはどこかに記載があるんであればちょっとそのページを説明していただきたいし、どういう考え方で、
0:56:36	惜しい件数が生まれていくのかっていうことがわかるようにしてくださいということです。まず 1 点目ですので、これは今は 1 回切った排気設備 1 の系統ですけど。
0:56:53	来た排気設備の 2 の系統とか、はい。
0:56:59	排気設備の W11 の
0:57:03	系統もありますけれども全部その同じになりますので、ちょっともしあの今説明できれば、考え方を
0:57:13	説明していただけますでしょうか。
0:57:25	現車への工業のイノウエでございます。まず非常用発電設備の電圧のほうでございまして、仕様書の方、日英、非常用電源設備ナンバーワンのほうでありましたら、1864 ページ。
0:57:41	になりますけれど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:43	その他の性能の中に出や起動電圧発電やつのはうを記載しております。また図面のほうでいきますと、2167 ページ。
0:57:57	の非常用電源設備、系統図 1 の右上のほうですね。
0:58:03	非常用電源設備の
0:58:07	12 と書いてありますがその下に
0:58:10	発電容量とその隣に発電電圧のほう書いております。これが発電非常電源設備のね圧になります。以上でございます。
0:58:21	はい。
0:58:24	原子力規制庁ナガイです。わかりました。そのあとそこそこのですね副ターンに繋がる母線でAと何ページかとなりますけど、例えば 2170 ページでTRACE は入ってるんですけど。
0:58:41	そっからしたって何かわかるようになってるんですか、あと変圧費については、
0:58:53	原子燃料工業の井上でございます。すいません、もう一度お願いします。
0:58:59	はい、2170 ページの図RIの短のXIの両括弧 4 で、これこれは第 1 加工棟の系統の例になってますけれども、他もあるんですけど、ここに
0:59:16	変圧器が入ってますよね。で、それぞれの負荷のぼ母線といいますかね提示側から来て変圧系入って各負荷に言ってるんですけど、ここの電圧というのはわかるんでしょうか。各負荷はと。
0:59:33	それからこのトランスの基本的な資料として変圧引いてますかね、どれぐらいの
0:59:41	もともとこれ、想像すればわかるんですけど、どこか記載があれば、
0:59:46	探したんですけども、まず見つからなかったし、基本的な仕様として、
0:59:52	入ってるかどうか確認です。
1:00:01	原子燃料工業の井上でございます。TRACEは 225V100Vに落とすというTRACEでございますけれども、その使用までは書いて記載しているところはございません。
1:00:17	タンクの容量もその種拡幅に合うようなTRACEによるにしております。以上でございます。
1:00:24	原子力規制庁の永井です。1 個の 1 このといいますかね基本的にどういう仕様のもが入っているかっていうのは非常用の電源系統の中で、対象申請対象とする。
1:00:40	であれば、いわゆる銘板に書いてあるような資料ですね、そこは
1:00:47	申請書の中でわかるようにしていただいてこういう図の中に書き込むか仕様表のなんてすかねその他構成機器の仕様に書くか巻い幾つか考え方あるんですけど、そこは明確にしといていただかないとなにが

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:03	どんな容量でどんな変圧非があっても良くなっちゃうので、それによって最終的に各負荷にみあった容量の電気が送れるっていうところは当然皆さんので確認した上で、
1:01:18	回答いただければいいんですけど記載するようにしてくださいっていうのが一つ目です。
1:01:27	原子燃料工業の井上でございます。と乱数の電圧については
1:01:33	被災するように考えますと、あと消費電力につきましても、ここのA系統図には書いておりません。空け制度に書いてください。
1:01:45	再生おりませんけど
1:01:47	ずりほか 11-1、全体の系統図のほうには延焼要領の記載しているということにしております。以上でございます。
1:02:00	原子力規制庁の永井です。どこまで書くか厳密に書くかって言うのはあるんですけども、要はどれぐらいの負荷がに供給するために、どれぐらいの容量でどうっていうのは、
1:02:17	当然社内のほうで確認してるんだと思うんですけども、相当そういうところですね、いわゆる供給する先の非常時にきちんとでつうも確立して供給できるんですよっていうことが、
1:02:34	わかるようにしてくださいっていうところですね、説明できるようにしてくださいということですので、何か今の答えタケダとちょっと容量的なものがわかりづらい面もありました。ただ
1:02:50	どれぐらいの容量かっていう、その程度問題もあると思うんですけども、基本的な考え方として、
1:03:00	なんていうか手続き上明確にしておいていただければということで確認です。
1:03:08	よろしいでしょうか、現地の講義のイノウエでございます。承知いたしました。
1:03:13	規制庁ナガイです。ちょっと二つ目は負圧の系統で機動停止起動時のインターロックですけども、
1:03:25	いかがでしょうか。
1:03:28	原子燃料工業上村でございます。機動停止のインターロックの信号のやりとりですけども、基本的には
1:03:40	ちょっともう少し細かく説明すると話が先ほどアリタ様からも御質問あった件にもちょっと重複するんですけども、まず局排が局所排気ですね、が起動しまして、基本的な運転信号ですね。
1:03:55	運転信号を拾って次町起動のインターロックでいきますと、次にへ入る部屋排気が動くんですけども、その間にですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:05	ダンパの開度以上インターロックっていうのがございまして、まずその運転信号拾いましてダンパーの方があくようなインターロックになってございます。これちょっとインタロック上はまた別に書かせていただいているんですけども、図。
1:04:21	ページでいきますと、1296 ページ、図のとー2p説の 1-4 の(6)ですね。
1:04:30	か行かせていただいておりますけれども、局所排気が起動しますとまず閉じ込めダンパを開けてから、えっと次の部屋排気が起動するというような流れになってございますので、閉じ込め何%からは、部屋排気の信号に関しましては閉じ込めだったかい。
1:04:47	になったときにリミットスイッチいただくような格好になってましてそれで。
1:04:51	廃棄のほうが、その信号を受けて起動するような流れになってます。
1:04:56	一応インターロックの関係はこういった格好になってございます。ちょっとご質問の最終的な揮発との兼ね合いのところの趣旨がちょっと私スピードもちょっと理解がちょっとできてないんですけども、基本的に非常用発電機にはですね、系統この局所排気
1:05:15	地下あの起動しないことに接続されておられませんので、今回日梁非常用発電機に切り替わった際ですね系統 5 番ですね局所排気の排風機のみが立ち上がる形になりまして、部屋排気系統及び吸気ですね。
1:05:33	の方の館のほうは起動しないような格好になっております。ちょっとあのご質問の趣旨と合ってるのかちょっとわかりませんが、御説明以上になります。はい規制庁永井です。最後の今の
1:05:50	回答は、私、実は次に聞こうと思ってたんですけどその回答でよくわかりましたので。要は外部が停電したときに、何を課すのかって言うところなんですけれども、基本的には曲はい。
1:06:07	だけで動かすということで逆流しないような形で劣っているっていうのがよくわかりました。あとはこれは、
1:06:20	何て言うんすかね。系統図を見ると、幾つかあるんですけど、ここの 000 っていうか機排設備の位置はそういうことなんですけど他の機器背景も基本的には局所
1:06:35	排気だけを動かしてっていうことでよろしいですかなんかそういう設備がなくて、回帰を動かすような設計にしているものが、そういうその設計思想っていいですか、その形で設計している場所は、
1:06:52	ほかの部屋にはないということよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:00	原燃工上村でございます。ご理解の通りでございます。基本的には局所排気システムですね、系統番号で言いますと系統 5 番、あと系統 6 番、あと系統 8 番ですね、この三つが動く格好になっております。
1:07:15	基本的には揮発非常用電源発火設備の電源の容量でございますので、必要最小限な負圧維持ということで局所排気のみが立ち上がるような設計としてます。以上です。
1:07:30	原子力規制庁の永井です。今の考え方でよくわかりました。その上でですね、近藤。
1:07:40	2000 ちょっと今度は溪検査の方から入ってしまうんですけど、観点が 2249 ページの
1:07:52	ルートですね。
1:07:56	表裏の表裏の 9 台 D-9 表、
1:08:03	とそれから表第 2-10 秒ですね。
1:08:07	さっき 2。
1:08:11	どっちから、まず 10 表からいきますので、加工施設全体としての性能検査のところでは検査の方法と判定基準検査の方法でもそうですけど、まずですね、時を選択したとすべての負荷設備を接続した後、
1:08:33	その停電連状態を模擬する外部電源を喪失させて非常で字が非常用電源設備が自動起動して接続している設備が正常に作動する。
1:08:49	ことを確認する。
1:08:51	要領書としてはこの程度の記載でもあれなんですけどこの接続している設備というのは先ほどの系統図に載っているで G 位が
1:09:06	なんて言うんですかね、すべてどう同時に取りますか、起動するってことでよろしいんでしょうか。時間的に何か。
1:09:16	夏がタイマーといいますかね入れているものがあるんでしょうか。
1:09:25	原子燃料工業の井上でございます。説すべての接続負荷を接続したときどうしますけれど、
1:09:33	突入電流とかがありますので、それぞれちょっとタイムラグをつけて、ちょっと時間差で立ち上げる設備もございます。短時間のうちに最終的にはすべて立ち上がるという状況になってございます。以上でございます。練習規制庁ナガイです。わかりました。
1:09:50	で、その上でこの検査の方法でまたっていいところですね、起動して第 1 種管理区域の負圧が維持されるってことなんで、どれぐらいの時間化っていいのはあるでしょうけれども、そういう確認が、
1:10:06	行われるってことで理解しました。で、もう一つですね、その前の表の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:14	大D-9表で、
1:10:18	非常時に
1:10:22	加工施設全体としての性能検査項目で対象としている電源がですね、今のもの そうなんですけど、非発の1と2。
1:10:33	なんですが、御社の施設の中にですね、方案本装置とか日異常時で施設か ね使用する例示のAというのがあるんですけど、こちらのほうは、
1:10:47	外部電源が喪失したときには、自動起動しない。
1:10:54	くて良いいいという設計になっているのでしょうか。
1:11:05	原子燃料工業の井上でございます。
1:11:10	につきましては、現状は自動起動しないと。
1:11:17	今回
1:11:22	すみません。
1:11:24	2前項イノウエございました自動起動する仕様にしてございます。以上でござ いいますが、原子力規制庁ナガイです。そうするとその例が安全機能で求めら れる安全機能として使用表であるとかですね。
1:11:41	もしくはこの検査としてはどのように確認する。
1:11:47	計画にしてるのでしょうか。
1:11:58	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
1:12:05	原子力規制庁の永井です。後日書面で回答いただければ。
1:12:10	結構です。よく確認してですね。はい、もしも原子燃料工業フジワラでござい ます。どうぞ。各施設の全体の性能検査ということで、
1:12:25	最終的にはを負圧の維持ですね、だから第1種管理区域
1:12:31	ということでやりますので、第1種管理区域の関係する非火発というのはNo.1 とナンバー2ということで、これらを対象に行います。っていうのはあくまで も防災用とかそういう事務所、そういったところの緊对本部を中心としたところ でございますので、
1:12:51	それは加工施設全体の性能検査ではなくてですね、ここの非常用発電機の方 の検査のみになります。
1:13:01	そういうふうに住み分けにしております。以上ですはい練習規制庁ナガイです ね、今の御回答は、そうすると今のこの検査方法の中の後段ですねまた書 きこいう負圧維持の話は、
1:13:19	今の御回答でわかるんですけども、その前半部分の記載として、要は非常 外部電源が喪失したときに、
1:13:29	電気を供給すべきところに全部供給されているように自動的に時が切り替わっ て、非常用発電機から供給するという検査をどこでやるかなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:46	繋がっているということだけじゃなくて最初に確認した例えば、TRACEの入っているよう容量であるとか、全部をその例示で立ち上げて確認すると。
1:14:01	いう検査はしないんでしょうか。
1:14:15	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
1:14:33	はい。
1:14:34	原子力規制庁長いですけども今すぐ回答いただかなくても結構まず後日書面で回答していただければと思いますんで、えっとですね、検査のやり方は幾つかあると思うんですけどもよく
1:14:52	検討していただいて、そのときに、要は求められる安全機能が何かということとは、仕様表であるとか、系統図であるとか、それからインタロックするかわかりませんが。
1:15:07	そういう必要な申請書の本文中でその個々の検査で確認する内容がわかるような情報というのは本文中に書き込んでおいてくださいと。
1:15:24	ということです。その上で最終の性能検査として見ないんであれば、それ以前の1合計は1号検査という何号検査ですかね、2号検査の中で、機能性能として、その負荷に対して十分であるということと、
1:15:42	外部電源が喪失したときに、と自動起動するんだという検査項目が入っているかどうかというのは、よく再確認した上でですね、どういうふうに整理して、
1:15:57	検査を行うのかっていうのは、社内ので整理した上で、申請書のほうに反映するようにしてください。
1:16:22	原子燃料工業でございますすみません少々お待ちいただきますでしょうか。
1:16:29	はい、現世の後期イノウエでございます承知いたしましたポジション出て該当するようにいたします。
1:16:35	はい、原子力規制庁ナガイです。あともう1点ですね不明な点がありまして、使用表のですね、900。
1:16:47	36 ページ。
1:16:52	にですね、これも非常用電源なんですけど、これ
1:16:58	来配置の系統の34と吸気系統の仕様ですね、936 ページ、その非常用電源設備の設計番号24.2-F2ですので、この記載は
1:17:13	の最後にですね、方向の(1)があって、次のページの欄外にですね、長期にわたって非常用電源設備による給電が一つの必要が生じた場合、ウランの閉じ込めを行った上で、
1:17:29	当該排風機を待機状態すると記載しているんですけど、ここはの記載している根拠といいますかね考え方については、に説明してくださいという書面で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:46	回答をいただきたいとそもそも他の系統については、この記載がないんですけども、なぜこの系統だけは日はⅡを途中で止めている待機状態にしているのかという。
1:18:03	疑問点があるのと、ここでいう長期にわたってという長期がどれぐらいの期間を言っているのかということですねそれからでもともともうこういう設計にするんだらう、許可の中でどういう取り扱いどこで
1:18:20	許可の中でですね、停電停電時のその対応をするのかってというのがちょっと私のほうでは見当たらなかったの、その点も含めて説明をするようにしてください。
1:18:34	営農許可で特に書いてないんであれば、基本的にはいつかは止めるということでしょうけれども、基本的には必要な期間を動かしておくという。
1:18:49	所で他の系統にもはない情報が書いてあったんで、かの確認です。
1:18:58	よろしいでしょうか。
1:19:01	はい。
1:19:02	平成の工業のフジワラでございます。
1:19:06	今の非常用発電機を災害時ですね、どれぐらい動かすかって言うのは、一応なのかということでお休みしてます。その過程でですね、常時動かすものを、あとは、
1:19:23	どうか必要がないものをですね、初期で安全対策をして不要なものというものが出てきますので、そういったものは許可の審査の中で、このどの設備が何日どのネット設備が半日といったですね。
1:19:40	御説明をさせていただいて、最終的に何日持つというようなことをお答えさせていただいてます。ちょっと手元にはないんですが、回答の中であわせて御説明したいと思います。
1:19:56	以上です。
1:19:58	はい、原子力規制庁ナガイです。これについては、多分設備の設計としての設工認、
1:20:06	のほかにソフト対応として、保安規定もあるわけで止めるタイミングを書き始めたときにいわゆる受重大事故に至る恐れがある事故かな。
1:20:22	なのか、ちょっとあれですけども、そういうところの対応等含めてですね、どちら側でどういうふうに整理するかって言うのは、なんかここだけ書いてあってちょっと違和感を
1:20:37	感じたんで確認したんですけども、よく社内でも検討していただいて整理してここに書いたほうが適切だというんであれば、それはそういう方法もあるとは思いますが、よく考えてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:53	ないただければと思います。
1:20:58	よろしいでしょうか。
1:21:04	承知いたしました紙面で回答します。
1:21:12	はい。私のほうからは以上になります。先ほどやりとりの中で回答いただいた内容も、この 50 書面で回答いただければと思います。お願いします。
1:21:32	規制庁ノムラです。私から 1 点、先ほどのですね発電機ポンプ等のエキスパンションジョイントもうちょっと
1:21:40	聞きたいんですけど。
1:21:43	もともとスリットが 25 名のが一水とか上から下まで入ってたということだと思うんですけど、これ何例拡幅する方向に持っているのかよくわからなくて、
1:21:56	25 名でも地震時にガンガンぶつからなければ、そのままでもいいのかなと思うし、もしぶつかるっていうなら、逆にですねなんか鉄板かなんかで埋めちゃったほうが面内剛性の面目がご専門過ぎたるは上がるはずなのね。
1:22:15	あえて 10 センチ広げちゃってるっていうこと。
1:22:19	なんですよね。でですねこれコンクリートの壁ですね、切っちゃうと、例えば鉄筋が出てき的な定着部ができちゃったりすると、今度、水平耐力が第 2 折れ点ぐらいから多分相当下がってくると思うので、
1:22:37	何か余計な議論が生まれるんですよ。
1:22:40	ちょっとなんで広げちゃったのかっていうことと、あとですね、今、今現在はエキスパンションジョイントがなくて単にスリットだと思うんですけど、なんでここワード塞ぐっていうか、なんかこう雨とかかというのがまずいのかもかもしれませんけど。
1:22:57	なんで私ちゃったのかなっていうちょっとわからないことだけなんですけど、御社の考え方を教えてくださいませんか。
1:23:06	原子燃料工業ワラタニでございます。今ですね。
1:23:12	スリットの入っている壁というのはですね、建物の耐震の要素というよりはですね、その発電機等とポンプとの間にクーリングタワーが置いてございまして、クーリングタワーのですね。そうに対する対策と周辺外への層に対する対策ということで防壁という形で設置してございます。
1:23:34	今回ですね
1:23:37	耐震解析の中でですね保有耐力等全部確認した上でですね、構造的に縁を切ってエキスパンションジョイント入れてもですね保有耐力としてはもう 4 倍も 5 倍もそれぞれの建物が持っていると。
1:23:50	ということで、そういうことですね、それよりは波及的影響をきっちり区切るということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:00	エキスパンションジョイント拡幅したいというところですか。causeスリット入ってるんです。
1:24:07	すけれども、今回ですね%入れるときに、比較的大きめにはつった上ですね、きちっとしたエキスパンションジョイントを入れますので、ソリトンところ鉄筋現状でも通ってごさいませんので、
1:24:22	これエキスパンションジョイント入れた後もですね、鉄筋に対するかぶり厚さというのは、両方の建物側で袖壁の壁ですけれども、確保できるようには施行しようというふうに考えてごさいます。
1:24:38	以上でごさいます。
1:24:41	規制庁ノムラですけど、今鉄筋が入ってないっておっしゃられたと思うんですけど、ここは耐震平均の扱いにされているんですよ。ハッチングされてると思うんですが、
1:24:54	あとそうですね、竜巻の防護を併記にもらってるんで、そんなに体力ある壁じゃなかったら、ここは耐震平気としたらまずいんじゃないかなっていう発想もあるんですけど、そこはどうですかね。
1:25:15	原子力工業ワラタニでごさいます。
1:25:19	当時建物を建てた当時ですね、その
1:25:25	壁を耐震要素には見込んでごさいません。今回ですね、耐震駅の拾っみたいなものってごさいますけれども、
1:25:35	モデル化の中ですね、そこにそういう壁があって重量物があるという形でモデル化してごさいまして、場所は壁がある以上、設地震力を負担してごさいますけれども、建物そのものは4週の壁と屋根スラブ、これだけでも十分な剛性ごさいますんで、
1:25:55	特にエキスパンションジョイント入れたからと言って耐震性がさわるというものではごさいません。
1:26:02	以上でごさいます。
1:26:04	規制庁ノムラですね例えば1996ページに耐震筆記積雪端子平気っていう書き方があって季節とあるんですけど。
1:26:13	じゃあ既設の検討時もここは待避じゃなかったということで今回も、ここは耐震併記として見ていないという理解でいいですか。
1:26:25	原燃エワラタニでごさいます。耐震平均として見ていないというような構造モデルにはちゃんと入れて確認してごさいます。建設当時はですね、そういうモデルかというよりは、手計算でいわゆるルート1と言われている設計ですね壁炉の設計だけで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:45	建設してございまして今回それを精緻にモデル化して確認して、十分新規性基準満たすという申請があるということを確認して今回の計画をしてございます。
1:26:58	以上でございます。
1:27:01	軽重ノムラでちょっとですね。おっしゃってることをちょっと理解できていないので、文書で書いてください。あと同様にですね、竜巻に関しては貿易になったんですけど。
1:27:13	クーリング等に対する防護平気なのかなと思ったんですけどでも反対側空いてるんですよ。だから何の意味がのかなっていうのはあるのでちょっとそのところの説明をお願いします。あとそうですね
1:27:26	除染費に指定した後、そこジョイントでXPAジョイントここで附帯でるんですよ。今現在はアイテルっていうスリットが入っても空いてるツールだと思うんですけど、これなんで今度塞ぐ形にしたんですかね。
1:27:45	名してる工業ワラタニでございましてスリットの部分ですね、コーキング材みたいなものを入れて充填してございましてエキスパンションジョイント入れた後はですねいわゆるアルミ製のもうエキスパンションジョイント設置しようと思っております。
1:28:03	それはですね多少なりと隙間をあけておくと騒音ですね、守られていくということで、そういう対策をしようと思っております。あと先ほどありました竜巻等ですね、に関しましても、いつ取りまとめてまた書面で回答させていただきたいと思っております。
1:28:22	以上でございます。規制庁ノムラですああそうですねなんかこういった今現在でもエポキシみたいなものの中詰めて売るわけですね。はい、それは理解しました。よろしく申し上げます。
1:28:35	よろしくお願いいいたします。
1:28:45	規制庁降りてですけどちょっと1点だけちょっとさっきの話で確認したいんですけど、局所排気のインターロックダンパの関係のちょっと考え方の確認なんですけど、これつまり局所排気動かしたからといっていきなりその放圧は十分になるわけじゃないと。そのために
1:29:06	ダンパが開放したことをもって十分負圧になったっていうのを検知してそれで次の室内排気が動き出してで同じようにダンパが開いて吸気が動き出す性そういう考え方で設計しているということでよろしいんですよ。
1:29:29	原子燃料工業でございまして少々お待ちいただけますでしょうか。
1:29:41	原子燃料工業上村でございまして。基本的には
1:29:45	昨日の順番としては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:48	なんて言うんすべきどの順番というか
1:29:51	負圧が確認できたから次に移行するというものではございませんで、ダンパーが閉まったまま交流側の排風機が起動されると困るっていうようなところもありますので、基本的には
1:30:06	ダンパがちゃんと開いたよっていうのを確認した上で、排風機の起動っていうのをかけるような格好になってございます。
1:30:14	以上です。
1:30:16	規制庁アリタです。了解しました。
1:30:28	規制庁ナガイです。先ほどもちょっと確認したんですけど、その位インターロックなんで基本的にはC件数で決められた通りに動いていくものですので、
1:30:45	ちょっといろんなインターロックが絡んでるんで、どういうふうに申請書に記載するかっていうのはあるんですけども、少なくともそういう考え方は、添付の資料の中で説明していただいて、
1:31:01	そういう複雑でないのであれば、その条件、
1:31:07	このんだ。その間にですね、起動の条件としてダンパーが会であるとか、負圧が何波。
1:31:19	何パースクエアールで検知して起動とかもしくはタイマー入ってるなら何秒なり何分っていうような条件は書いとけば面属す面倒くさいってますか。詳細な説明がなくても、
1:31:35	そのシーケンスとして動いていくっていうのはわかりますので、少なくともそういう我々の中で今疑問が残ってますから、その点については、なんてすかね明確なるようにしていただいて、
1:31:50	一番いいのは、インタロック図の中にそういう条件もしくはリミットスイッチがオンで動くならそういう弁なりの会とか、そういう条件が明確にしといていただけると、
1:32:07	よろしいかと思しますので、ちょっとあわせて検討するようにしてください。
1:32:16	原燃工上村でございます承知いたしました。
1:32:21	はい。規制庁アリタですけど。
1:32:24	例えば本日規制庁からのコメントは以上ということをしたと思いますが、
1:32:32	オザワさんウツミさんよろしいですかこれで終わっちゃって。
1:32:35	ウツミですけど聞こえますか。はい、ちょっと細かい点に3.1、ちょっと質問よろしいでしょうか。
1:32:45	規制庁ウツミですけども、更間なっちゃうんですけども以前にいただいているおそらく面談資料と思うんですけども、コメント回答資料の0629-ハイフン96のところでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:03	この 96 だと
1:33:06	乾燥設備の低レンジの採泥法人の能力の部分の記載をちょっといろいろ
1:33:12	修正していただいたところなんですけど、回答で、
1:33:17	今回その申請書 2800 ページのほうにですね、停電時保持能力等へとそれぞれの機器での取り扱う核燃料物質等あと関連の部品の重さを合わせた上での
1:33:33	記載をした表というのを新しくつくっていただいて、この表自体は非常に見やすいかなと思ってなんですけども、1.5 で確認したいのがですねこの記載いただいた搬送物、2800 ページの搬送物及び必要っていうこのグラフの記載は別です。
1:33:51	このそれぞれの機器でも設計で想定されてる最大量の記載なのかどうなのかってところ、これ書面で回答でいいんで、最大ちやうのかってところを御説明くださいって、もし最大値であるならば、今後の補正のときにですけれども表上で、
1:34:10	最大値を示してるっていうことがわかるようにちょっと記載のほうを工夫していただきたいっていうのと、
1:34:17	もし最大値でないならば、ここの表の記載は仕様上の設計上の最大値を考慮した値にしてください。そうしないと低廉常時能力との関係上意味がないので比べると、
1:34:32	いうところで説明をお願いします。ナガイ点目です。続けて 2 点目及び 3 点目を言いますけれども、2 点目でこの P-2800 ページの一番表の一番を見てると、この
1:34:46	部分も痛感を乾燥機 No.2-1 の通り不等がありますけれども、これ 2800 ページだと、このリフトの搬送物を必要というのが、ここに書いてある容器の個数と
1:35:01	重さが書いてあるんですけれども、これ一方だ一の仕様表のころ 52 ページのほうを見ると同じ
1:35:09	機械のご使用表ですけれども項目書いてあるオノ層、
1:35:15	52 ページのその他性のところの最大取扱量の記載と差異がありますので、
1:35:20	ここの記載の差異っていうのはどう考えて書いてるんですかっていうのを説明してください。
1:35:26	その際にこれおそらくアリタさんのさ、最初の方の質問等が 2 番目ぐらい進むとかぶる回答かぶってしまうかもしれないですけど。
1:35:35	これは 2800 ページの一番上のリフトの
1:35:40	物の量を重さを 5 倍する等で 52 ページのほうの使用表の戸数は容器残す納付を考えると、最大取扱量が何かオーバーしてしまう訳がせて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:55	この最大取扱量まああの仕様表部と 2810 の両方でいいんですけども、具体的にどういう計算をし出したのかっていうのはちょっと明日計算をそれぞれの個数をどういうふうに思うと足していったのかっていうのをちょっと改めてコメント回答資料のところでもいいんで、説明してください。
1:36:13	っていうのが 2 点目です。
1:36:15	最後 3 点目なんですけれども、これ単純に記載の横並びの話なんですけども、2000 先ほど 2800 ページのこの新しく記載いただいたこの搬送物及び質量の記載ともう一つこの 3360、6 ページが 5 ページ辺りの
1:36:34	記載のほうにもおんなじように
1:36:37	搬送物の質量等、
1:36:39	なお書いているページがあるんですけどその記載と同じ機能のものを書いているのに記載の並びがとれてないところがありまして、例えばこれ 2800 ページと約って形ですべて丸めているんですけども後ろの 3366 あと、もうちょっと細かい数字で書いているので、ちょっとここは記載を合わせていただけたらと思います。私から以上です。
1:37:03	原燃工のでございます。3 点御質問いただきました。まず 1 点目ですけど最大値かどうかというところにつきましては最大値で記載してございます。あと数字の集票との記載の違いだったり、ほかの箇所との記載ぶりの違い等につきましては、仰られた通り最初アリタさんからいただいたコメントとかぶるところがありますけれども、
1:37:21	そこもあわせて書面にて回答させていただきます。
1:37:25	よろしくお願いします。
1:37:34	ウツミからは以上です。
1:37:38	規制庁座ですけども、県形成とか確認強化の検討していただきたいのはもう外部事象の各事象に対して、対象とする施設。
1:37:55	核燃料物質等取り扱う施設っていうことなんだと思うんですけども、それが次適合性の説明のところ、事業許可を引用しているところから、それだっていうふうに読めるような形になってません。
1:38:13	ですので、いま一度きちんと以前に
1:38:19	面談で説明いただいたと思いますけれども、申請書がすべてですので、事業許可でも記載できちゃんとそれが読み取れるっていうのを申請書の中で示してください。
1:38:36	各事象に対してですが、今引用されているところだと、全体に対してその外部外部事象の最初のところの全体に対して説明しているところでは、安全機能を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	有する施設に対して言ってるとしか読めなくてですし、その次にその各事象ごとのところで、この事象については、ここに書いてあるこの事象については、
1:38:56	ここに書いてあるってというような形で明確にしてください。
1:39:01	私からは以上です。
1:39:08	歩廊、原子燃料工業のカノメでございます。ただいまの御指摘の件、承知いたしました。
1:39:16	以上です。
1:39:19	はい。規制庁アリタですそれではコメント一通りできたということで、これで
1:39:25	終了したいと思います、原燃工のほうからそれぞれ何か。
1:39:31	機器やことかというところにありますか。
1:39:34	特にはないですね。
1:39:36	ここ、原子炉工業フジワラでございます。本日はどうもありがとうございました。特にこちらからは、今何もございません。
1:39:48	以上です。はい。規制庁ある程度総称しましたじゃあそれではこれで
1:39:54	面談終了したいと思います恐れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。